

平成30年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

平成30年6月20日（水曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

1 番	安 達	か	ず	み
2 番	中 尾			勉
3 番	黒 田	健		一
4 番	甲 斐	明		美
5 番	井ノ口	憲		治
6 番	阿 部	輝		之
7 番	土 谷	信		也
8 番	近 藤	紀		男
9 番	成 重	博		文
10 番	安 達			隆
11 番	松 本	博		彰
12 番	河 野	徳		久
13 番	安 東	正		洋
14 番	北 崎	安		行
15 番	河 野	正		春
16 番	山 本	博		文
17 番	菅	健		雄
18 番	大 石	忠		昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
主幹兼議事係長	板 井 保 明
主任主査	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	川 口 達 也

税 務 課 長	土 谷 恒 男
市 民 課 長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て支援課長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人権・同和对策課長	田 染 定 利
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農業ブランド推進課長	藤 原 博 文
市参事兼耕地林業課長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	早 尻 真 一
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
農業委員会事務局長	佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	
	藤 重 深 雪
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	大 力 雅 昭
消 防 長	宗 高 徳
総務課 課長補佐兼総務法規係長	
	小 野 政 文
総務課 課長補佐兼秘書係長	
	都 甲 さおり
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
学 校 教 育 課 長	小 川 匡
文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。一般質問通告書の順序により、7番、土谷信也君の発言を許します。

土谷信也君。

○7番（土谷信也君） おはようございます。議席番号7番、豊翔会の土谷信也でございます。通告書に基づき、一般質問を行います。

質問の前に、今月18日の朝に発生した大阪北部地震により、新たに1人ふえ、5名の方が亡くなられ、ほか多数の負傷者が出ました。犠牲になられた方々

6月20日

のご冥福とご回復を心よりお祈りいたします。

また、中津市耶馬溪町金吉地区でことし4月11日の未明に、突然に山崩れが起き、山裾の民家4棟を直撃、この内3棟の21歳から90歳の男女6人が巻き込まれ、全員が遺体で見つかるという大惨事が発生しました。近隣の市ということもありますが、私の妻の実家が同じ耶馬溪の下郷ということもありますし、20年ほど前、私が現場上流の橋梁の工事通っていた道でもありますので、非常に身近に感じております。私も早速現地に向向き、手を合わせたところでもあります。亡くなられました方々のご冥福と、当地区の1日も早い復旧と安全対策が施されることを願っております。

それでは、質問に入ります。

まず、1項目は中津市耶馬溪の山崩れ災害についてであります。佐々木市長は、長い県議会議員活動や、建設業に携わった経験上、このような自然災害に対する瞬時の危機管理能力は並外れたものがあると思っております。そこで、1点目は、この災害発生に伴い、本市は近隣の市として、何らかの応援、救済措置ができたのか、お伺いします。

2点目は、山崩れ災害の発生原因ですが、新聞等では地下水の影響で、斜面が高さ約100メートル、幅約200メートルにわたって滑り落ちたと報道されていますが、本市としてはどのように原因を分析しているのか、お尋ねします。わかる範囲で結構でございます。

3点目は、災害発生後、本市の土砂崩壊危険箇所の調査の実施をされましたか。またその調査結果はどうであったか、お尋ねをします。

最後4点目に、このような災害を未然に防ぐために、本市の防災対策はどのようにお考えかをお聞きいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 今回の件は、災害に関する質問ですので、まず今週の月曜日に発生した大阪府北部の震度6弱を観測した地震では、5名のとうとい命が犠牲になりました。心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

それでは、私から耶馬溪の山崩れ災害についてのご質問にお答えいたします。

本件につきましては、提案理由の中で申しましたとおり、大雨や地震で発生した災害でなく、突発的に起こったもので、本市においても充分警戒する必

要がありますし、平時から災害への備えを行い、より災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

議員のご質問の、被災地に対する本市の支援状況でございますが、4月11日の災害発生直後から、大分県常備消防相互応援協定に基づいた応援出動として、消防職員を派遣いたしました。現地では、土砂や瓦れきの撤去作業、救助業務などに従事し、4月22日までの間に延べ47名を応援活動として協力をさせていただいたところでございます。

次に、災害の発生原因の分析につきましては、大分県や中津市は林野庁や公益社団法人砂防学会、日本地すべり学会に依頼し、調査を行っているとお聞きいたしておりますが、報道されておりますとおり、岩盤の風化など、専門家の間でもいろいろと意見が分かれており、まだよくわからない状況のようでございます。

次に、本市の土砂災害箇所の調査につきましては、今回の災害を受け、4月20日に県の土木事務所と市の建設課が共同で基礎調査に実施箇所63カ所を緊急点検しました。現地では、表層の厚さや状態、亀裂の有無、湧き水の状況などを調査しました。現時点で災害の兆候が見られる箇所はなかったということでございますが、災害はいつどこで起こるかわかりませんので、前兆現象等への備えが必要であります。

本市の防災対策につきましては、これまで地震だけでなく、風水害や土砂災害につきましても万全を期すべく、小学校区での総合防災訓練や、自治会ごとの防災研修会等を実施してまいりました。その上で、各戸に防災マップをお配りし、住民の皆様へ自助・共助の取り組みをお願いしてきたところでございます。さらに、今回の中津市の土砂災害を受けまして、土砂災害の危険性がある地域住民の皆様へ6月の自治委員文書で、土砂災害周知避難マップをお配りしたところでございます。これにより、まず危険な箇所を知ってもらい、災害への備えを行っていただきたいと考えております。

市といたしましては、今後ともあらゆる条件を想定し、土砂災害の発生が予想される場合には、気象情報や土砂災害の前兆現象について細心の注意を払い、適切なタイミングで避難情報を発令できるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 再質問をさせていただきます。

す。

1 個目、全般の再質問となりますが、答弁は必要ございません。災害発生直後に消防職員の応援出動は、大変ご苦勞でございました。二次災害も発生せず、無事に業務が果たせ、派遣された消防職員の方々の尽力に感謝を申し上げます。災害の発生原因につきましては、新聞各紙、またテレビ等のメディアでいろいろ解説をしておりますが、地元の人や専門業者に話を聞きますと、現代の山林は下刈り等の山の手入れが行き届いてなくて、災害時に雨が降っていなくても、今までに降った雨が引き切らずに山自体の含水比が非常に上がっていて、そのことが一番の原因ではないかということをおっしゃっていました。本市の担当課も、早速危険箇所の調査を実施していただき、ありがとうございました。

防災には、まず自助であります。危険箇所近隣の住民は、市だけに頼るのではなく、落石や湧水など、土砂災害等の前兆現象には特に注意し、災害への備えを行うことが最も大事なことでなかろうかと思っております。今朝のテレビ番組のビビットという番組でコメンテーターが、防災は災害を防ぐ、それから減災は災害を減らすということでございますが、この災害というのは必ず来るということでございます。この先生は、今備災ということばを上げたいと。災害に備えるということで、いつどんなことが起きても、身の回りにすぐ避難ができたり、食料の確保とか、そういう備災ということが大事じゃないかと言っておられました。

今後、市としましても、専門的な知識であらゆる面の防災に取り組んでいただきますようお願いをしまして、次の質問に入ります。

次、2 項目めは、広域ごみ処理施設についてであります。

1 点目は、佐々木市長は4月25日の大分合同新聞で、脱会も含めて白紙状態とコメントをされていましたが、脱会ということが出来るのか。またその場合は、市単独ということになると思いますが、処理施設の設備や運営等にかかる費用は今までのものと比較した試算の下でのお考えか、お尋ねします。また、この事業については、合併特例債を充てるようになっていたと思いますが、そのことについてもお伺いをします。

2 点目に、もし脱会した場合は、現在の草地長添の処理施設の増改築もしくは新築という構想があるのか、お伺いをいたします。また、今期の長添地区

と交わした覚書契約では、現施設は新しいごみ処理施設の供用開始予定の平成32年3月1日までで、その後、施設を解体し、更地にして土地への立ち入りができないようにして、市もしくは地区が管理するというようになっております。このことは、地元の人からも多くの相談があり、今回質問するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 広域ごみ処理施設についてのご質問にお答えいたします。

宇佐・高田・国東広域事務組合で進めていますごみ処理施設についてでございますが、ことしの2月に契約議案が否決された後の最初の正副管理者会議が、4月24日に開催されたところでございます。その会議において、広域事務局から再度新たな第三者委員会を設置して事業を推進していく方針等が、事前説明もなくいきなり示されました。これは、私が市長に就任した昨年4月24日の翌日に、広域事務組合事務局職員が来庁して、ごみ処理場建設についての説明があり、わずか2日後の27日の午前中には、事業者選定委員会の答申を受け、その後に私に対し、副管理者への就任要請がなされ、翌日の議会全員協議会で答申結果を図ろうとしたときの、唐突な進め方と全く同じものであります。

私に検討する時間も与えず、約250億円もの事業を市民への説明責任を果たせない状態で認めさせようとする強引なやり方と感じております。今回、2月に契約議案が否決された後の、最初の正副管理者会議である4月24日に議案が示され、その日から約2週間後の5月11日の広域議会に提案することについて精査する時間も与えず、早急に承認を強いるようなやり方では納得できないため、その場では了承できない旨を伝えたのですが、私の意志とは反対に、承認を得たとの説明がマスコミに対し、広域事務組合からの一方的に発表されたことであります。

こうしたことから、そのような強引なやり方を続けるのであれば、脱会も含めて白紙状態と述べたところでございます。

新しいごみ処理施設に対する基本的な考え方は、これまで申し上げているとおり、まずは正副管理者で充分議論し、その経過を含め、透明性を高めていくべきであるものでありますので、今後につきましては、それを踏まえた上で、対処してまいりたいと考えております。

現在、広域事務組合の枠組みのまま進めていくことも含め、複数の方法があると考えておりますが、白紙にすることもそういった考え方の中の1つであり、現時点では、基本的な方針が決まっていない状況でございますので、市単独での経費の試算は行っておりませんし、長添清掃工場の増改築等の構想もございません。なお、草地長添の地元に対しましては、今後方針等が決定した際は、充分協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、合併特例債の活用についてでございますが、合併特例債の残額は平成29年度末で約8億6,000万円でございますことから、今後この事業全体で賄うことができない状況でございます。また、財源措置のない他の主要事業に対して、優先的に措置していきたいと考えていますので、ごみ処理施設建設に対しては、合併特例債ではなく、他の交付税措置のある起債の活用をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 再質問に入ります。1点目の再質問になりますが、これも答弁は要りません。市長の脱会も含めて白紙状態とコメントされ、新聞で報道されたいきさつについて、詳しく説明をしていただきました。現時点での基本的な方針は、まだ決まっていはいないようではありますが、長添の焼却炉もかなり老朽化が進んでおるようであります。できる限り早い時期にしっかりとした試算の下、市長の納得できる方針、そして当然ではありますが、市民の納得できる方針を示していただきますよう、お願いをいたします。

2点目の草地長添の清掃工場については、方針が決定すれば速やかに地元との対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後、3点目の質問に移ります。3項目めは、栗嶋公園の整備による観光振興についてであります。

1点目は、この公園の整備工事にはかなりの金額がかかりました。ここは恋叶ロードの最重要ポイントとなるわけですが、費用対効果と言っては大変厳しい言い方かもしれませんが、どのような効果が上がっているのか、また利用状況について、お聞かせをお願いいたします。

2点目は、私が平成28年の3月議会で質問をしたと思いますが、栗嶋公園の高田側の対岸にある荒廃した土地と建物については、いまだに非常に見苦し

い景観が、大変悪い景観がまだ続いております。地権者に対して、どのような対策を講じたのか、お聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 栗嶋公園の整備による観光振興についてのご質問にお答えいたします。

まず栗嶋公園の利用状況についてでございますが、平成27年以前は観光客数の調査対象施設になっていなかったため、調査を開始いたしました平成28年以降の状況しか把握できておりませんが、公園の整備が終わり、新しいカフェが2月にオープンした平成28年から平成29年末までの2年間で、約10万人を越す観光客の方が訪れている状況でございます。

費用対効果についてでございますが、栗嶋公園は昭和の町から長崎鼻までの恋叶ロードの中間点に位置しておりまして、縁結びの神様と言われる栗嶋社に隣接し、絶景スポットでもあることから、恋叶ロード全体への誘客促進の役割を果たしていると思われまます。その観点から、栗嶋公園を整備した効果としましては、例えば昭和の町では、平成27年の36万人が平成29年には37万3,000人に増加しておりますし、長崎鼻リゾートキャンプ場では平成27年の6万2,000人が、平成29年には8万3,000人に増加しております。また、市のホームページにおきましても、平成29年度実績で恋叶ロードが実質的に2位になるなど、本市の観光振興に大いに寄与していると思っております。

また、ことしは春の行楽シーズンが天候にも恵まれたことから、栗嶋公園にも大勢の観光客が訪れ、公園奥の岬にあるハート形の南京錠、愛鍵をかけて愛を誓うモニュメント縁では、ゴールデンウイーク前に鍵をかけるスペースがなくなるほどの状況でございました。恋叶ロードは、各観光スポットの相乗効果で誘客促進が発揮できるものでございますので、今後とも各観光スポットの魅力向上に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、栗嶋公園の手前の岬の荒廃地についてでございますが、現地は起伏のある形状で、複数の土地所有者がおられます。また、敷地の一部には、外からは見えませんが、以前喫茶店であった建物が朽ち果て、廃墟として残っておりまして、敷地の大部分には草木が生い茂り、個人の手には負えない状況でございます。一部の地権者の方とお話したところ、現状では管理は困難とのことでした。また、1件あ

る住宅の所有者は市外に住んでおりますが、定期的に敷地の草刈りを行っており、現在も住宅の敷地内は手入れがされておりますが、周囲をやぶで囲まれておりまして、国道からではわからない状況でございます。

荒廃地全体の景観を整備するためには、地権者全員が定期的に環境を整備することが必要でございますが、実際には困難であると言わざるを得ません。なお、草木が生い茂ったことによりまして、結果的に廃墟となった建物が見えなくなっていることもございますので、現状維持以外の抜本的な対策は困難な状況でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 再質問させていただきます。

1点目については、費用対効果は徐々に上がっておるということでございますので、引き続き観光誘致ということで、頑張っていたきたいと思います。

2点目の、この土地の荒廃した土地、それから建物でございますが、このことについて、私の要望というか、思いを話させていただきたいと思います。3年ほど前になると思いますが、この観光振興として昭和の町から船を出して、その船に乗って真玉海岸、それから香々地の海岸を海からの景色を眺めながら栗嶋公園におります。栗嶋公園でお参りをして、また船に乗り込み、こんなことを言ったと思います、文高島田にちなんだ高島に上陸をしまして、そこで岬ガザミやナマコや、おいしい魚を食べて、また昭和の町に戻って、宮町で飲んでいただいて、泊まって、高田のこの絶景の景色とおいしい食べ物を味わっていただくということをお話しました。

きょうはこの土地のことで、本当に、結構今、課長が言われたように、草が生い茂って、何も見えないような状態になっているのですけれども、あそこをきれいに整地をしましたら、すごく景観がよくて、あそこから栗嶋神社、栗嶋公園を眺めると非常に景観がいいようであります。

私が考えたのが、あそこを市が賃借か買い取りをしまして、駐車場に、それから今チアリフトというような、ゴルフ場にあるリフトですね、あれで海を渡って栗嶋神社のほうに渡っていくと。そして2人で手をつないで、海を眺めながらお参りをするというようなことはどうかなというようなことを考えております。海を渡るリフト、スキー場によくあるのですけれども、海を渡るリフトというのは日本でも、

いろいろ調べたのですけれど、ないようでございますので、そういうことができたかなと思います。

1つは、その予算のことも大変高額になるかもわかりませんが、距離がどのくらいかわかりませんが、200メートルか300メートルぐらいあると思いますので、海の中にそういう鉄柱みたいな施設を建てないといけないというようなことで、難しいのではないかなというようなこともあります。

今、こういうジップラインというようなロープを、滑車をもってずーっと渡る、ターザンみたいな形ですけど、これも調べたところが、ジップラインとは森の中に貼ったワイヤーを滑車で滑り落ちて、絶景を楽しめる、スリルを味わえる世界的にも人気のあるアクティビティです。日本でも徐々に人気が出ており、ジップラインが楽しめる施設もふえてきております。自然が好き、登山が好きというようなことを書いておりますけど、そういうことで海を渡っていく、そういうスリルも味わいながら、非常に興味を呼ぶのではないかと思います。

すぐに答弁は求めませんが、広域事務組合のようにすぐに佐々木市長に答弁をせよということではありませんけど、お考えをお聞かせいただければと思います。どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐々木敏夫君） ただいま土谷議員から貴重な提案をいただきまして、大変ありがとうございます。まず、用地の問題もさることながら、ジップラインの方法についても、貴重な意見でありますし、費用対効果等も考えて、検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 土谷信也君。

○7番（土谷信也君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

4番、甲斐明美君の発言を許します。甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。5項目について質問いたします。

一つ目は環境に優しい循環型地域社会づくりです。

1として、ごみゼロぶんごたか推進大会が毎年

開催され、安易にごみを焼却するのではなく、限りある資源を有効に循環させることの大切さを学んでいます。今後の本市の考え方はどうでしょうか。

2、全国で循環型のまちづくりを推進するところがふえています。例えば福岡県大木町では、生ごみを分別回収し、液肥や電気をつくり、安価で農業や家庭菜園に利用、紙以外にもプラスチック、古布、使用済みおむつまで回収しています。

このような地球環境を守る先進地に学び、世界農業遺産、日本遺産の地域として、他市に対して見本になるよう、ごみの資源化の取り組みをしてはどうでしょうか。

3、ごみ出しや分別の困難な方へ、ごみ出しサポーターの制度をつくってはどうか。よろしくをお願いします。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 環境に優しい循環型地域社会づくりについてご質問にお答えいたします。

限りある資源を有効に循環させることは、地域や地球環境の保全とともに、ごみの減量化にとっても大変重要なことであります。

そして、豊かで美しいまちづくりのためには、廃棄物問題を抜きにしては考えられず、その特徴ともいえる大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や事業活動を見直し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成をしていく必要があると認識しているところでございます。

そのため、本定例会において、環境施策を市の重要な柱と位置づけ、基本理念をもとに、総合的かつ計画的に施策を進めていくための環境基本条例の提案をさせていただいているところでございます。

本市といたしましては、市、市民及び事業者が互いに連携していくことが重要であるという考え方の下、今後も引き続きごみ減量化、資源化のための各種施策に積極的に取り組み、環境に優しいまち、住みよいまち豊後高田の実現を目指していきたいと考えているところでございます。

その他のご質問につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 環境に優しい循環型地域社会づくりについてのご質問の内、資源化のための具体的取り組みについてお答えいたします。

本市では、集積所で収集する資源ごみとして、段ボールや新聞紙など8種類の分別をしていただき、

資源ごみとして回収しているところでございます。

また、コンポスター等を配付して、生ごみを堆肥化して有効活用する生ごみ減量サポーター事業を行うことで、ごみの資源化に取り組んでいるところでございます。

このような状況の中、さらなるごみの減量を進めていくためには、新たな取り組みの検討は必要であると考えています。

しかしながら、ごみの資源化には収集体制や回収したごみの処分先の確保等の課題もありますので、今後先進事例を学びながら、本市に適した取り組みについて研究してまいりたいと考えています。

次に、ごみ出しや分別の困難な方への支援についてのご質問にお答えいたします。

この問題については、国においても高齢化に対応した施策の検討を始めるなど、今後の大きな課題と考えております。

本市といたしましても、今後福祉部門と連携を図りながら、調査、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質問をいたします。

本市は、燃えるごみの量は平成25年には7,337トンであったものが、平成29年には6,042トンと、18%の減となっております。ごみの減量リサイクルは頑張っていると思います。リサイクル率が平成25年度は10.9%でしたが、平成28年度は18.6%にかなり上がっております。焼却灰の資源化もしており、昨年度の焼却灰の埋立費用が予算より243万7,000円も減りました。

ことしもごみゼロぶんどかだ推進大会では、福岡県で環境に優しい循環型地域社会づくりを実践しているNPO法人循環生活研究所代表の平由以子さんを講師に、地域、地球全体を見て循環させていくことを勉強しました。

本市もまだまだリサイクルなどできると思います。本市の目標値があればお答えください。

○議長（安達 隆君） 環境課長。

○環境課長（後藤史明君） 循環型地域社会づくりに向けての再質疑にお答えいたします。

目標値につきましては、例年、前年度の数値に対して減量目標を定めております。

具体的には家庭から出るごみの1人当たりの目標値を1日当たり10グラム減らすような形で、さまざま

まな取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 先程課長が言われましたように、みんなの協力でごみを減らしていくという体制だと思います。

2番の全国で循環型まちづくりを推進するところがふえていますということで、私の再質問をしたいと思います。

先日、近隣でリサイクル率の高い自治体に学びたいと思い、福岡県の大木町に視察に行ってきました。町議会が平成20年に大木町もったいない宣言を議決しております。内容を少し紹介します。

子どもたちの未来が危ない。地球温暖化による気候変動は、100年後の人類の存在を脅かすほど深刻さを増しています。その原因が人間の活動や大量に資源を消費する社会にあることは明らかです。私たちは、無駄の多い暮らし方を見直し、これ以上子どもたちにツケを残さないまちをつくることを決意し、大木町もったいない宣言をここに公表します。もともと貴重な資源であるごみの再資源化を進め、ごみの焼却、埋め立てをしない町を目指します。

と、このようにうたい、町を挙げて取り組みを進めています。

ここでは、平成27年度のリサイクル率は65.3%で、人口10万人未満の市町村で、全国第5位になっています。

しかしこのまちも、今から13年前までは、燃えるごみがふえ続けていました。それが平成20年に生ごみの分別回収を始めて、ごみの量が半分になりました。しかも、生ごみは大木循環センターくるんに集められて、し尿と浄化槽汚泥を混ぜて、バイオマスで資源化します。液肥と発電や熱に変えられます。それが農地や花壇に活かされて、まさに循環の町がつくられていました。

液肥を使うと、化学肥料の1割の費用で済むそうです。学校給食で使うお米や安全安心な食につながっています。

生ごみ循環センターのすぐ横に、道の駅があり、中にレストランがあって、100席くらいある席が満員でした。私どももおいしい食事をいただきました。食材はその地域のものがたくさんありました。

そこで質問ですが、生ごみはごみとして焼却するよりは、もっともっと堆肥化して農業などに活かすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 環境課長。

○環境課長（後藤史明君） 環境に優しい循環型地域社会づくりについての再質問にお答えいたします。

生ごみの再資源化につきましては、先程もご紹介しました生ごみ減量サポーターということで、今個人の家庭での対応で資源化に取り組んでいるところでございます。

これについても、皆さんが取り組んでいただいているおかげで、ごみ減量の成果になっているものと認識しているところでございます。

ご意見がありました全体的な取り組みにつきましては、今後いろんなところを調査しながら、市としてどういったものが対応できるのかというのを研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 課長が今後とも調査しながら考えていきたいということでしたので、ぜひいろんなところの調査もお願いしたいと思います。

再々質問ですけれども、一般廃棄物の約74%を焼却する焼却大国日本には、世界の焼却炉の3分の2があるそうです。そんな中でも、大木町のように、それぞれの自治体で持続可能な循環の町をつくる取り組みが進められています。

豊後高田市でも、小さな市だからこそ、ごみ行政の方針も市民に周知できると思います。いかがでしょうか。とりあえず私も利用していますコンポスターの設置の推進にも努めてほしいと思います。

取りにいけない方には、届けるなど、土地のあいっているところにはどの家庭にもあるというくらい、推進してはいかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 環境課長。

○環境課長（後藤史明君） 環境に優しい地域型循環社会づくりについての再々質問にお答えします。

市の方針につきましては、先程市長が答弁申し上げたとおり、これから環境基本条例、それから基本計画を定めていく中で、こういったものを市民の皆さんに啓発、お知らせしていきたいと考えています。

現在、市としましては、各種自治会等、いろいろなところに要請があれば、ごみの話とか資源化の話をしていただいております。そういったことが一番市民の皆さんに通じるのではないかと、知っているののではないかと考えています。

こういったものを広げながら、資源化の取り組み、生ごみ減量の取り組みについても、引き続き啓発を

6月20日

してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 三つ目のごみ出し分別の困難な方へのサポーター制度をつくってはどうかということで、福祉部門と連携して調査研究していきたいということでした。

私も老人の方とよくお話しますが、やはり持っていくのが大変だと。小の袋でも地面について、ひきずっていかなければならない状態であったりしております。

ごみ屋敷といいますか、ごみを持っていけないので、家の裏に積み重ねていたり、家の中も大変悪いですけど、新聞だらけになっている。また、生ごみも充分捨てられない、そんな方もいらっしゃいます。ぜひ福祉部門と連携をとって、このことができないように、よろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 2項目めの教職員の長時間勤務について質問したいと思います。

一つ、3月議会では、教職員の勤務時間管理のため、タイムレコーダーを要望しましたが、教育委員会では、パソコンの稼働状況で勤務時間を見ていくとのことでしたが、どのように取り組んでいるのでしょうか。また、長時間勤務の軽減に効果は見られたのでしょうか。

二つ、中学校の部活について、休業日が週2回というのが全国的に8割が達成できているとのことですが。本市での状況はどうでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長、小川 匡君。

○学校教育課長（小川 匡君） 教職員の長時間勤務についてのご質問にお答えいたします。

各学校では、長時間勤務の改善に向け、勤務実態改善計画を作成し、計画に基づいて実践・見直しを行いながら、業務の効率化を図り、子どもと向き合う時間の確保を行っております。

現在、教職員の勤務時間の管理につきましては、各自のパソコンによるグループウェアでのタイムカード機能を活用することにより、勤務の日数や時間、超過労働時間等を把握し、勤務時間を意識した働き方を実践しているところであります。

長時間勤務の軽減に向けての取り組みの効果につきましては、パソコンのグループウェアによるタイムカード機能を活用するようになり、時間外出入り

簿による昨年度と今年度の4月の1カ月間、20時以降に施錠した日数を比較しますと、高田小学校で11日、桂陽小学校で3日、高田中学校で4日の削減となり、取り組みの効果が見られております。

今後も教職員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践し、教員が健康で充実して働き続けることができるように、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を図り、学校教育の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、中学校の部活動についてですが、大分県教育委員会から平成29年3月28日付、部活動における適切な活動の設定についての通知の中で、1週間の活動日は原則として5日以内とし、土日のいずれか、1日とする方針が示されました。

また、文部科学省スポーツ庁から、平成30年3月19日付、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが示され、同様の通知がありました。

本市では、平成29年度から大分県教育委員会及び文部科学省の方針に基づき、適切な休養日を設けており、引き続き教職員の負担軽減に配慮するとともに、生徒の多様なニーズに対応した活動を保障する持続可能で質の高い環境を整備していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 一つ目の勤務時間管理のためのパソコンの稼働ということで、時間を見ていくということでしたが、今回も市内の大きな学校の3校のセキュリティシステムの開錠施錠時間を資料に出してもらいました。

平日を見ていきますと、A小学校は、朝の開錠がほとんど6時半、B小学校は開錠が7時過ぎ、C中学校は開錠が6時半より前、朝の開錠は管理職なのででしょうか。始業2時間前から入っています。

最後に出た人がかける施錠は、A小学校は午後8時前、B小学校は午後8時台がほとんど、C中学校は午後8時前後に集中しています。

3年前と比較して、開錠は変わらず6時半から7時、施錠、最後に出た人の時間ですが、3年前はほとんど毎日、午後9時から夜中の0時まででしたが、今では午後10時以降はなくなりました。

今回の施錠、最後に学校を出て鍵をかけた時間の短縮については、やればできると思いました。これからもぜひ早く帰ってほしいと思います。

いつも表にして出すのですが、ちょっと私、間に

合わずに、簡単な印をしましたが、以前は8時以降に施錠したときは、ピンクがずっとほとんどついていたんです。それが今回はこのように少なくなりました。これは学校教員、管理職、教育委員会の努力の賜だと思っております。

教職員の勤務時間をパソコンの稼働状況で見ていくということで、資料に出してもらいました。教職員の勤務時間の平均時間です。始業開始の40分から50分前に来て、終業はA小学校は1時間20分の超勤をして帰っています。B小学校とC中学校は2時間の超勤をして帰ります。

この状況は、結構長い勤務時間です。平均ですの、早く帰れる人、遅くまで残っている人がいると思います。しかし、教職員には超過勤務手当は出ません。

お聞きしますが、中学校の運動部の指導している教職員は、この時間内に帰れているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再質問にお答えをいたします。

中学校の部活指導につきましては、平日、今の時期ですと日没前に家庭に帰れるようにということで、各学校で終業時間を設定をしておりますので、このように資料の中に出てきましたような時間帯で終わっていると考えております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 日没前に帰れるようにということで、安全上もとてもよいことだと思います。

再々質問をいたします。

教職員は、学校では児童生徒を健全に育てていく責任のある仕事をしていますが、家庭では父であったり母であったりするわけです。家では普通に生活できるような環境を整えるべきではないかと思いません。

持ち帰り仕事をさせず、せめてノー残業デーやノー部活デーを取れるようにしてほしいと思います。教育委員会は、この努力はしているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、甲斐議員の再々質問にお答えをいたします。

教職員の意識改革も含めて、長時間勤務のあり方ということにつきましては、現在学校における働き

方改革推進委員会を設置をいたしまして、そして各代表者に推進委員になってもらって、そして現在、検討、協議をしておるところでございます。

そういう中で、いろいろな課題を解決するために、これからも努力をしていきたいと、そういうふうにも思っておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） これからも働き方改革の委員会なども十分に活用されて、教員が働きやすいようにお願いしたいと思います。

次に、2番目の中学校の部活のことですが、全国的に8割が休業日2日がとれているということですが、ちょっと先程聞き逃したのかもしれないですが、本市ではどうだったのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川 匡君） それでは、再質問にお答えをいたします。

各中学校、6校ありますが、全ての学校、そして部活動において、先程ご答弁申し上げましたように、平日1日、そして土日いずれか1日、休業日をとれております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） それでは、100%と言ってもよろしいのでしょうか。これからも100%とれなかったときは、また代休ではありませんが、そういうふうにして、子どもたちも教員もほっとできるような日をつくってほしいと思います。

それでは次に参ります。3項目め、市民乗合タクシーの日曜、祝日の運行について質問いたします。

一つ目、運転免許証の返納に伴い、これまでの行動範囲が制限されます。イベントの参加や友人などと会うことが減ってきます。高齢者や運転できない方たちのために、日曜、祝日の市民タクシーの運行はできないでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、市民乗合タクシーの日曜、祝日運行について、お答えいたします。

市民乗合タクシーは、路線バスの一部廃止に伴い、日常生活機能を担う公共交通として、平成19年度から運行を行っており、現在は市内全域で12路線を運

行しております。

利用者の多くは高齢の方であり、病院への通院や買い物など、日常生活における移動手段として主に利用されております。

このような中、乗合タクシーにつきましては、随時、運行ルートやダイヤの見直しなどを行っているところであり、その中で土曜日運行も平成28年度から開始をしております。

また、運転免許証の返納制度につきましては、返納される方への支援といたしまして、1万円分のタクシー利用券の無料交付に加えて、運転経歴証明書交付手数料の助成も行っているところであります。

議員ご質問の日曜日、祝日の運行についてですが、まず日曜日の運行につきましては、主な利用目的となる病院は休診であり、また商店への買い物については、土曜日も含め運行していることから、新たに日曜日に運行することは考えておりません。

次に、祝日につきましては、基本的には運休となりますが、運行便数が少ない路線においては、祝日でも臨時運行をこれまででもしており、日常生活機能を確保するための対策は行っているところであります。

さらに、本年7月より、現在の運行では利用が難しい地域への運行として、停留所までの距離が遠い方を対象とした予約制の実証実験運行も行うこととしております。

日常生活における移動手段の確保は、生活基盤の中で重要な役割であることから、今後も高齢の方などがより利用しやすい、かつ効果的な市民乗合タクシー制度を構築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質問をいたします。

車を持っていた人や家族がいつも連れていってくれた人は、運転できないようになったときには、その途端買い物にも行けない。友達にも日曜日には会いにいけない、そんなことは周辺部に住んでいる人の悩みです。

日曜日は市民タクシーがないから、普通にタクシーに来てもらうと、代金も高く、出づらくなるものです。

せめて、日曜、祝日に買い物ができるくらいの本数でもよいので、運行してほしいと思います。1台の市民タクシーを1日かけてずっと動いて回る、そんなようなことでも考えられないでしょうか。ご答

弁をお願いします。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長。

○地域活力創造課長（川口達也君） 甲斐議員の再質問にお答えいたします。

日曜日の運行についてですけれども、先程ご答弁いたしましたように、土曜日運行も含め、基本的には今運行をしております。買い物等について、何とかならないかということでございますけれども、土曜日運行含めれば、週5日から6日動くところもある。路線地域によって多少差異はありますけれども、ある程度の買い物が行ける状況を確保できる環境にはあるというふうに思っております。

あわせて、土曜日運行につきましても、基本的には祝日につきましては、土曜日運行については実施をしておりますので、そうした環境の中で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） では、次に行きます。4項目め、認知症サポーター養成講座についてです。

本市では、認知症サポーター養成講座の達成率が高いと言われております。講師たちの努力と市民の優しさのおかげです。しかし、認知症と診断されていない方も多く、通所のデイサービスや訪問介護などにより、生活が成り立っている人も多いと聞いています。担い手が不足している本市では、市民のちょっとした見守りが頼りのようです。

そこでこの認知症サポーター養成講座を再度内容を充実させ、2回目の勉強をさせてもらってはどうか。地域の支え合いにより、高齢者が生き生きと安心して過ごせるまちにしたいと思います。ご答弁お願いいたします。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 認知症サポーター養成講座についてのご質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、認知症の人がいつまでも住みなれた地域で生活を送っていくためには、周囲の理解と気遣いがとても大切であります。そのため、市民の皆さんが認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守っていただくため、認知症サポーターの養成講座を実施しており、これまで3,400人を超える方に受講していただいております。

特に、平成29年11月までの過去1年間におけるサポーターの養成者数が人口5万人未満の自治体で全

国1位となり、厚生労働省から事業の受託を受けている特定非営利法人地域ケア政策ネットワーク全国キャラバン・メイト連絡協議会より表彰をいただきました。

これも講師となっていておられますキャラバン・メイトの皆さんや、認知症を身近な課題として捉え、関心を持って受講していただいている市民の皆さんのおかげだと思っております。

議員ご質問の受講後の対応についてであります、確かに一度受講しただけではその内容を忘れてしまう方や、実際になかなか活動に結びつかない方もおられると思います。サポーター養成講座は何度でも受講していただくことは可能でありますので、希望される方には受講をご案内してまいりたいと思っております。

今後もより多くのサポーターを養成することで、マンパワーによる地域の見守り体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質問をいたします。

認知症サポーターの養成講座を受けましたら、このようなオレンジのリングをいただけます。

私はいつもカバンにつけているんですけども、手首につけていたほうがよいと思います。このリングを見たことがあるわと認知症の方が思うこともあるかもしれないですし、勉強したんだねと、お互いに思っ仲間意識もできると思います。

認知症サポーターとは、先程課長も言われましたように、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して、温かい目で見守る応援者です。本市では認知症サポーター養成講座の受講者は、講座が始まってこの11年間で3,400人のサポーターがいます。

ところが、受講したが、全く覚えていないという人も必ず少なからずいます。講師は熱心に講義をしたのに、全く知識のない人や家族などに認知症の方がいない人には、無理もないかもしれません。

そこで提案ですが、同じような講座を何回も受ける。それもいいのですが、第2講座、次に第3講座と少しずつレベルアップしたものを受けられる。第2講座の時には、第1講座を含んだお勉強、第3講座の時は1、2講座を含んだお勉強、そうすると、正しい理解を持てるようになるのではないかと思います。

専門家によると、接し方に7つのポイントがあるようです。そういったものを、例えばロールプレイングという、場面を設定して演技をして、声かけなどの練習をし、対応の仕方を覚え込む方法です。

私も看護師をしていた時代には、ロールプレイングをたびたびしておりました。ほかにももっといい勉強方法があると思います。平成24年では65歳以上の高齢者の7人に1人が認知症、平成37年には5人に1人が認知症となると、いろいろな本に書いてあります。

いつ認知症になっても、周りのみんなが優しく人間として尊厳を認めてくれれば安心です。認知症サポーター養成講座のこの10年、11年を機に、市の施策として、この養成講座のレベルアップを推し進めてみてはどうでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（植田克己君） 甲斐議員の再質問にお答えします。

サポーター養成講座のステップアップについてでございますけれども、確かに今後活動を広げていく上では、ステップアップを図っていただくことも必要だと考えております。そのため、認知症サポーターよりも一歩進んだ専門的な知識や実際のサポーターの活動事例などを紹介する、スキルアップを図るためのステップアップ講座というものもございますので、そういったものの開催も検討してまいりたいと思っております。

また、認知症について、知識を深めていただくために、認知症の人と家族の会に委託しまして、7月10日には介護者体験による認知症の講演会等も実施する予定となっております。そういった講演会などを通じて、認知症の知識の普及にも努めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ多くの皆様にご参加いただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） ぜひともいろいろな方法を通じて認知症の方、家族に対して理解を深めていきたいと思っております。市の政策のほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、住宅用火災警報器について5項目め、住宅用火災警報器について質問いたします。

住宅用火災警報器については、一時期テレビなどで義務化の広報がありました、今はほとんど広報がありません。火災の危険度は変わらないと思いま

す。本市の設置状況はどうでしょうか。以前のように市独自の助成制度をつくり、住宅用火災警報器を設置するようできないか、検討をお願いしたいと思います。

○議長（安達 隆君） 消防長、宗 高德君。

○消防長（宗 高德君） それでは、住宅用火災警報器についてのご質問にお答えします。

住宅用火災警報器については、消防関係法令の改正により、住宅火災による犠牲者を減らすため、平成23年6月から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられたところです。

本市では住宅用火災警報器の設置の義務化に伴い、設置の促進を図るため、市報やケーブルテレビでの広報、各種イベントでの啓発活動を行ってきたところでございます。

さらに、既存住宅での設置を促進するため、住宅用火災警報器設置助成制度により、75歳以上の高齢者世帯や重度身体障がい者の属する世帯など、一定の要件を満たす対象者に対し、平成21年8月から平成23年5月までの間に助成金を交付し、設置促進に努めたところでございます。

本市の住宅用火災警報器の設置率につきましては、平成29年度で76%となっております。

今後につきましては、すでに住宅用火災警報器の設置が義務化され、7年が経過しておりますので、新たに住宅用火災警報器の設置に係る助成制度は考えておりませんが、市といたしましては、住宅火災による犠牲者を出さないためにも、いまだに設置されていないご家庭につきましては、設置義務化の周知を図るとともに、設置の必要性についての啓発を行い、設置促進を行ってまいります。

また、住宅用火災警報器の設置から10年以上が経過した機器もあることから、設置者に対し機器の作動確認等を行っていただくよう周知を図り、住宅用火災警報器の適切な維持管理に努めていただけるよう啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質問をいたします。

以前助成したときは75歳以上とか重度の障がいのある方のお宅ということでしたけれども、補助額は幾らで何世帯につけてもらうことができたのか、お答えをお願いします。

資料の中に住宅用火災警報器の普及率が76%とあります。これは寝室の1カ所であれば設置されてい

るということになっているためです。夜間寝ているときに、火災が起きた場合、逃げおくれないようにするには、有効だと思われませんが、76%の設置率なら24%は設置していないということになります。

せめて1カ所だけでも助成制度をつくり、全戸設置してはいかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 消防長。

○消防長（宗 高德君） それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、助成の限度額とそれから助成の件数でございますけれども、助成の限度額は6,000円を限度額として給付いたしております。また、実績でございますけれども、1,614件、合計で899万4,920円を助成交付いたしております。

それから、設置の場所でありますけれども、基本的には寝室ということになります。条例適合と一般的な設置ということになりますけれども、1軒の家に1個ついていけば、設置ということになります。

しかしながら、全ての寝室、それから2階建てであれば、2階の階段部の天井部分ということになりますので、今後におきましても、そういった部分で設置をしていただけるように周知啓発を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 市長にお伺いしたいと思います。

せめてまだ設置できていないところ、65歳以上の高齢者家族に対して、暮らしを守る立場で住宅用火災警報器の設置について、目を向けてもらえないでしょうか。高齢者対策として予算を考えてもらえないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

消防長。

○消防長（宗 高德君） それでは、再々質問について、お答えをいたします。

先程ご答弁いたしましたように、設置義務化からすでに7年が経過しております。そういった観点からも、新たな助成制度は考えておりません。今後におきましても、引き続き住宅用火災警報器の設置の必要性、重要性について周知、啓発を図りながら、全

戸につけていただけるように、設置促進を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 設置義務化から7年経過したということですが、設置義務化が続いているわけですから、今後ともこの高齢者対策としての予算を考えていただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後の会議は、13時に再開をいたします。

午前11時25分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。18番、大石忠昭君の発言を許します。大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

今、世界も日本の政治も大きく変わろうとしています。トランプ米大統領と北朝鮮の金正恩委員長が12日の日に会談をしました。長年、敵対関係にあった両国の首脳が、やっぱり直接会って会談をするというのは初めてのことであります。中身を見ましても、朝鮮半島の全面的な非核化、そして北朝鮮に対して安全の保障を確保するという、お互いの約束事項を盛り込んだ共同声明に署名をしたということも画期的です。

日本の政治でも同じです。私ども野党共闘が今までになく発展をしておりますし、国会の中でも安倍政権に全面対決で戦っておりますが、同時に野党が共同して次々と法案の提案をしておりますし、野党と市民の共闘で、今安倍政権は追い詰められていると思います。来年、参議院選挙がありますが、ここでも野党共闘が成功をすれば、自公政権ほかの勢力は必ず過半数に追い込まれて、野党連合政権の道が開けるというふうに、私は確信を持っております。

よって、この豊後高田の問題なのですけれども、昨年市長選挙が行われました。佐々木陣営では、もう本当に組織を持たない、1対1000と言われるような組織ぐるみの選挙と草の根選挙の異常な戦いになりましたけれども、結果はやはり子どもの医療費や給食代費の無償化などの斬新的な、やっぱり市民の暮らしを守る公約を掲げて正々堂々と戦った佐々木

陣営のほうが勝利をしました。

佐々木新市長は、やっぱりもう就任当初からこの市民の暮らしを守ろうということで、高校までの医療費、そして中学までの給食代の無料化ですね、同時実施は全国で初めてです。その点では、私ども赤旗でも全国で報道しましたが、全国でも大きな反響を呼んでおりまして、評価をされているところであります。

よって、佐々木市長にかわりまして、もう1年になりましたので、改めてきょうは、やはりさらに豊後高田市民の暮らしをよくしていくために、佐々木市長が大いにこれまでの政治から大改革をするという立場で、議論を吹っかけて、議論をしながら政治を変えたいということで、今回7項目ほど一般質問をすることにしております。よって、前置きが長かったですが、質問はなるべく簡単にしますので、やっぱり質問の要点を理解していただいて、それにまとめて答えていただければと思いますので、ご協力をお願いいたします。

最初は、ごみ処理場の問題、それから障がい者の問題、被害者の支援の問題など、市長のこれまでの関係で、政治姿勢が問われる問題ですので、答弁を求めたいと思います。

一つはごみ処理場のことで、先程土谷議員からも質問がありまして、その市長の答弁をした範囲は、私どももよく承知をしたことであります。振り返ってみますと、市長も述べておりましたけれども、市長就任の日からこの問題が、市長としてはかかわりがあったと思うのですけれども、今先程の答弁を聞いたら、やっぱり事務局が何とも横暴だということでありましたけれども、問題は事務局の問題じゃなくて、やっぱり管理者、副管理者ですね、宇佐の市長と高田と国東の市長が一致団結してこの県北3市の住民の環境問題をどうするか、ごみ処理問題をどうするかということで一致をすることが大事と思うのです。

振り返ってみましたら1年間、この問題が進展したかと思ったら、進展していないと思うのです。わかっているのは、佐々木市長になって、これまで永松市長がやってきた、市長時代にやってきたことについては問題ありとやって、最終的には佐々木市長とは永市長と一致しないまま、しかし契約議案を広域議会に出して、2対9で否決されたということは事実ですよ。それは事実なのです。しかし、今後入札が終わって、業者が選定されてからちようど1

6月20日

年たったのですけれども、それが議会で否決されたけれども、あとはどうなるかということがないので、

だから私どもも今、市民アンケートをとっていますけれども、佐々木市長のこの問題を市長が取り上げて、これまでの計画を潰したことは市長に対する評価が書かれています。しかし、あとどうするかがないので。今聞いたら、私は3月議会でもお尋ねしましたけれども、市独自ではやらないと、今は3市でやるのだと言われましたね。私は、3市でやるといっても、今までの市長の考え方で是永市長と話をしてもらちが明かんのではないかと。だから市民の英知で、佐々木市長はこう考える。しかし、副市長や教育長を含めて、この執行部ではこう考える、議会はこう考える、市民はこう考えるということで、やっぱり協議をして、豊後高田市としては今後どうするという一致点を見出して、そして管理者と副管理者とも話をするほうが佐々木市長としても評価が高くなるし、市民から見てもそのほうがやっぱり市民が納得できるような新しい事業ができるのではないかと思うのです。

その点が、きょうの先程の答弁を聞いて、全くないのです。何か事務局が案を出したけれども、そんなことは困るかということで、俺は承認しなかったという話でしょう。それならどうするかということで、もう手短でいいですから、私としてはこうしたいと、今までのことは聞いていますよ。ごみを搾って、115トンじゃなくて70トンのものでいくというけど、これ今も変わらないなら、変わらないでもいいから、どうしたいと言うのかだけ、聞かせてください。これが一つの問題です。

それから2つ目の問題は、障がい者のことで2つ聞きたいのです。ご承知のように、県のほうも、県議会においても、一昨年の議会、その前の議会、12月議会だって満場一致で、ここに書いてありますように、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり条例が議決をされ、おとしの4月から施行されているのです。その後、市町村では別府市、杵築市、日出町に続いてきておりますけどね、高田はまだないから、これは永松市長時代から要求しているのですけども、検討、検討が進まないから、佐々木市長にかわったのだから、お金も要ることもないのだから、市長やりましょうというけどもね、自立支援協議会で協議してもらって云々というぐらいで、らちが明いてないのです。

これはやっぱり、こういうことはよそに先駆けて早く実施をしてもらいたいのです。今回、県下で遅ばせながら、先程ありましたように、市の環境基本条例が提案されました。恐らく満場一致で議決されるでしょう。今度は、この市独自の障がい者のための差別を解消するための条例の制定をしてもらいたいと思いますが、どう考えるのか。

もう1つは、障がい者のタクシー助成なんです。県下全部調べましたけれども、今ないのは豊後高田市と竹田市と由布市の3市になりました。宇佐もことしの4月から是永市長が踏み切りました。よそでやっていることが高田でできないということはおかしいと思うのです。だから、子どもの医療費でも給食代でも評価しますけれども、今度は障がい者やお年寄りのために何らかの方策をとるべきだと思いますので、もう高田以外では竹田市と由布市だけしかできていないのですから、豊後高田でも早く実施をしてもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

4番目は、犯罪の被害に遭った人、あるいはその遺族、第二次被害を起こさないために、県も満場一致で条例がつくられました。もう半分以上の市で実施をされておりますが、この問題も何度も議論をしていますけれども、とうとう一番最後に豊後高田がなりそうなんです。資料として、これまでどういう議論をしてきたかということをお願いしたのだけど、資料一切ないんです。ということで、今回資料出ていないんです。市長としては、部下にいつまで議会に出せるようにしようというのは命令してないのですか。とうとうこれだって、豊後高田が一番大分県でしてくれることになるのです。

だから佐々木市長たるものは、こういうことはお金がかかることではないのですから、もう今回最終日で出すなら出すと、出さないならば、9月議会での冒頭には提案するのだというようなことを表明していただきたいと思います。

以上です。

○議長(安達 隆君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 政治姿勢について。ごみ処理施設についてのご質問にお答えいたします。宇佐・高田・国東広域事務組合での計画を進めていますごみ処理施設についてでございますが、ことしの2月に契約議案が否決された後、4月24日に正副管理者会議が開催されたところでございます。その後、5月11日に、平成30年第2回広域事務組合議会、臨

時議会が開催されましたが、具体的な方針についてはまだ決まっていない状況でございます。

このごみ処理施設の今後の計画についてですが、基本的な考え方として、広域事務組合の正副管理者会議で充分議論をした上で進めるべきものでありますので、それを踏まえた上で、慎重に対応をしてみたいと思っております。今、私のほうの考え方として、従前からお話しておるとおり、ごみを搾って、その上でプラントを小さくして、コストの安い方法で考えております。

また、ご案内のとおり1年間ですが、主灰等のトン数もことしの4月24日まで、津久見まで運ぶのにトン数の明記はされておられませんし、そういう意味で何トン津久見まで運んで、トン何ぼの単価というのは、ことしの4月24日に教えていただいたところでもあります。また具体的な内容については企業秘密ということで、なかなか教えていただけなかったのも事実であります。

そういう意味で、これからはしっかりと議論をしてやっていきたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。（「あとの問題は、担当課長。」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 政治姿勢の内、まず市独自の条例制定についてのご質問にお答えします。条例の制定につきましては、第1回定例会において、ご答弁申し上げましたとおり、実効性のある施策とあわせて総合的に判断していく必要があると考えております。また、議員よりご紹介のありましたように、本年4月から杵築市と日出町においても同様の条例が施行されておりますので、その内容や施策の方向性、県下でいち早く制定した別府市において、障がいのある方の取り巻く環境がどのように改善されているのかなど、自立支援協議会や部会において本年度も引き続き調査、研究し、その上で関係者と充分議論を重ねてまいりたいと考えております。

次に、タクシーの助成制度について、お答えします。現在、障がい者に対する公共交通運賃等の割引は、4月からバス運賃について精神障がい者も対象として拡大されるなど、タクシーやJR、航空機、バス等で最大5割引になる制度がございます。また、移動手段として利用する自家用車の自動車税の減免や、有料道路割引などもございます。議員ご提案のタクシーの助成制度につきましては、そのような割

引制度とあわせてご利用いただくものであります。

また、現在タクシー券の助成を行っている市町村の中には、福祉手当などの代替措置としてタクシー券の助成を行っている市町村も多いようでありますので、実際の障がい者の皆さんのニーズや、地域の実情にマッチした福祉給付となるよう、地域自立支援協議会等で充分ご意見をいただきながら検討をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 市民課長、近藤幸一君。

○市民課長（近藤幸一君） 政治姿勢についての内、犯罪被害者等支援条例の制定についてのご質問にお答えします。条例につきましては、本年9月議会に提案できるように事務を進めています。なお、豊後高田市犯罪被害者等見舞金支給要綱につきましては、平成30年4月1日から施行しており、市報6月号にお知らせしているところでございます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 大石議員。

○18番（大石忠昭君） 最初のごみ処理場のことで、市長は3市、広域圏ですから、正副管理者会議で詰めた議論をして方針を決めると、それはそのとおりなんです。3市でやるといったら、それしかないのです。だからそのために、私が聞いているのは、豊後高田市長として、どういう形でこの3市の正副管理者会議に臨むかということを知りたいのです。今、あなたのほうが、自分はこう考えるというのは、この席では初めてありましたね。それはごみを搾って、もっと経費の負担を安くすると、70トンということばはなかったけれども、大体今まで広域圏での議会を傍聴していますから、聞いていますけどね、そういうことでしょうか。

ところが、私が心配をしているのは、そのことで1年間やってきたけれども、宇佐の市長と一致しないわけでしょう。このことで一致しないわけでしょう。だから、それを今、佐々木市長流のことなだけで、私が3月議会で言ったのは、今度は執行部、副市長や教育長や、関係課長も一致しているのか、これが一番いいのだということになっているのかと、なってないでしょう。議会でも一度も相談がないでしょう。広域圏に3人議員が出ているけど、この問題についても3人の議員も議論がないと聞いていますよ。

だから私は、プラス自治会代表も含めて、佐々木市長が考えている今の私案がこれしかない、これ

が一番いいというような、それで結構なのですよ。私はもっと詳しく聞きたい、科学的に聞きたいでしょう。だからそれがいいのなら、豊後高田市の意思として佐々木市長が胸を張って、是永市長、これしかないのだというふうな話をすれば、全て話ができるけど、今の話ではもうお2人ではかみ合わない形になっているでしょう。これが続けば続くだけ、いつまでたったら方針が出るのかとなったら、被害を受けるのは住民なんです。そうでしょう。まだオリンピック終わるまでは資材は上がりますよ。オリンピックが終わるまで工事が始まらないのなら、これは困りますよ。

だからやっぱり、豊後高田市としてこういう方向でいきたいのだという意思統一をして、正副管理者会議に臨むということにならないですかね。その意思はないですか。そうすれば佐々木市長すごいですよということになりますよ。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） 今のお話ですが、土谷議員さんに答弁した内容もありますし、また高田から出ておる議員さんとも充分、いろいろな面で協議もしております。そういう意味で、いい方向が見出せるのではないかなと期待をいたしておるところであります。

もうしばらく時間を欲しいと思っております。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう1回しかできませんが、なんで1年間行き詰っているのですか。正副管理者間で一致できないという点の一番争点は何なのか。どうしたら、それを今のまま言ったら、さっき私はアメリカと北朝鮮の話をしましたけど、もう敵対関係から、やっぱり対話でものを片づける、戦争から平和の方向に進んでいるのですよ。

ごみの問題はそれ以上に、市民にとっては大事な問題ですから、早く一致してもらわんといかんと思うから、意見を述べているのです。だから私は、市民代表、自治会の代表も含めて、議会も入って、検討委員会を設けて豊後高田市としてはこうする方向だと、佐々木市長はそういう方向で頑張ってくれという方向で、市長が正副管理者会議に臨めば、本当に堂々と意見を述べられるのではないですか。その方法しかないのではないのですか。今の対立点は何なのか、対立点も今のままで、あなたの考え方を変えないまま、佐々木個人でこう考えただけでは進まないのではないですか。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） この1年間述べてきたということは、執行権者である是永市長の思いもあって、2月19日に可決されるものと信じておって、議会に諮ったのではないかと考えております。その結果は、ご案内のとおり否決という結果になって、その中で、ことしの4月24日が初めての会合がなされた。その中で、5月11日に提案すべき5号議案が提案されなかったということで、改めて執行権者としても歩み寄りの方向ができるかもという期待もいたしております。そういう意味では、私の考えをそのまま押し通すことではなく、議会とのご意見、議会との十分な議論を踏まえて対応してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、もうしばらく、時間を貸してほしいと思います。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので、次に行きます。なるべく早く解決をしてもらいたいということで、意見を述べておきます。

次は、障がい者のことで、市独自の条例の制定と、市独自の重度障がい者に対する他市が実施しているような、タクシーに対する補助金制度をつくったという質問なのですが、今はるる答弁が課長からありました。実は今、わたしどももアンケートをとっておりますけれども、この中に、うちはいっぱい書いているけど、うちは精神障がい者で、いろいろと心ないことをいわれておりますという形で、何とか、いわゆる部落差別の解消については特別扱いしているけど、やっぱり障がい者も一つの差別を受けているのです。

だから県も条例をつくった、国も法律を定めたのです。だから豊後高田も、やっぱり条例をどういうものをつくるか審議することも非常に大事な過程なのですけれども、これを市民に周知することによって、障がい者に対する差別を解消すると、障がい者に対してどういう支援をしていくかということもみんな知恵を出し合って、もう佐々木市長にかわったのだから、永松市長時代よりもっとやらないかと思うのです。

よって、市長に聞きたいのだけど、やっぱりその条例も早くつくると。大分県でこの助成制度がない、タクシー助成がないのは、あと高田以外では竹田市と由布市だけなのです。遅ばせながら、宇佐市もつくったのですから。高田でもつくるという方向で何とか、せめて遅くとも来年度には何とかめどを

つけるということで、市長前向きの議論をするという考えはありませんか。

（「議長、時計とめてください。」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後1時25分 休憩

午後1時26分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（植田克己君） それでは、大石議員の再質問にお答えします。

まず、条例制定につきましては、先程ご答弁申し上げましたとおり、引き続き自立支援協議会を通じて議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

また、タクシー券の助成につきましては、宇佐市を含む7市1町につきましては、現在、タクシー助成を行っておりますけれども、私どもが給付しております福祉手当などは実施しておりませんので、そういったのも含めて、やはりニーズにマッチした福祉給付となるように議論を深めてまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう時間がありませんので、次、高齢者対策についてに移ります。

これは佐々木市長になってから2回、同じ質問をしているんですけれども、特に高校までの医療費と、中学までの給食代無料化を実施したことで、多くの高齢者の皆さんから、今度は高齢者の番だと、佐々木市長にかわったから、今度の敬老会については敬老祝品が変わるんじゃないかという期待、前回にもありました。今度もいろいろと意見があります。

よって、どういう事業をやったかということで一覧表を出してもらいましたが、13事業をやっている、市独自の高齢者対策、13事業あるんですけれども、この資料の中では、佐々木市長にかわってからこういう新しい事業をしたということがまだ記載されていないんですよ。

よって、私は、一つでも二つでもいいですよ、財源の問題もありますけど、問題は気持ちの問題なんです。長い間、社会のために働いてこられたお年寄りに対してね、何とかしてあげようと、佐々木市長はちょっと違うぞというところを見せてほしいんですよ。でないと、何か土木工事は熱心だという

のが選挙前にば一っと広がったでしょう。ため込み金は土木で使ってしまうんじゃないかというような話もありましたからね。そうじゃないと、高齢者に優しいということを示すためにも、何らかの方法をとるように新年度予算に出したらどうかという提案をしておったんだけど、何も出てこなかったんですね。

だから、この段階で市長としては、これだけ子育て支援では評価を受けておるんだから、今度は高齢者、先程、私は障がい者のことを言いましたが、今度は高齢者をやるということで何とか姿勢を示してもらえませんか。

以上です。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 高齢者対策についてのご質問にお答えします。

市独自の高齢者支援についてですが、現在、ケーブルテレビの年間使用料1万5,552円を無料にするとともに、昨年度オープンしました玉津東天紅での映画も半額の500円で鑑賞できるように助成を行っております。

また、大分合同新聞社主催の文化講座や市民講座の受講料なども、市で助成することにより、半額にさせていただいております。あわせて、敬老月間に開催しております大衆演劇公演を無料でご観覧いただくなど、高齢者の皆さんが生きがいづくり、楽しみづくりをするための、他市にはない、本市の特徴を活かした独自の支援をさせていただいております。

また、栄養バランスの不足、閉じこもり解消のため、昨年7月から新たに開始いたしました高齢者会食サービスも、真玉、香々地においても実施することといたしております。

さらに、高齢化率の高い本市にとっては、高齢者の負担を軽減し、きめ細やかな優しい取り組みも必要でありますことから、予約制乗合タクシーの試験運行も7月から開始予定としております。

このように、高齢者の皆さんが健康で長生きし、楽しく暮らしていけるよう、資料でも提出させていただいておりますが、いろんな高齢者対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 議長、今の答弁を聞いてどう思いますか。私は冒頭に、質問の趣旨を理解していただいて、まともにかみ合った答弁を求めている

んですよ。今みたいな答弁、資料が出とるから全部わかっておるんですよ。これまで聞いてきたことなんだ。そんなこと聞いてないですよ。今、新しい問題なんですよ。高齢者の問題、今まで2回やりました。きょう3回目なんですけれども、新しい問題で市長が子育て支援で大きな成果を上げているから、今度は高齢者の番だから、高齢者に向けて、来年度でもいいから、何とか新しい事業をやらないかと、市長の考えを聞いているんですよ。今までこれだけやっているんだからと、こういう説明を求めたんじゃないんですよ。もう時間の無駄ですよ。

そこで、市長に聞きます。けさ、私、会議録を読んでみました。去年の初議会と同じ議論をしたんです。高齢者対策に取り組んだらどうかということですね。その時に最後には、どういうふうに私がことばを言っているかということ、何らかの高齢者対策、新年度事業で一つか二つでも市独自の事業に取り組んでもらいたいんだと。市長が考えさせていただきまずと答えたんです。

去年の9月議会ではね、全県下、18市町村全部調査をいたしました。その結果、敬老会に対するお祝い品、これが全部わかりました。その中で私が会議録に書いてあることを見ますとね、100歳になったお祝いは、合同新聞にも載りますが、佐々木市長が座布団を届けるわけよね、うちはね。もう長い間、倉田市長時代からですよ、これはね、同じことが続いています。しかし、よそを調べてみたら、100歳になったら10万円のところが杵築、別府、佐伯、5万円のところが中津、3万円のところが宇佐、あとほとんどは2万円なんですよ。座布団だけなんていうのは豊後高田市だけ、何十年間も続いています。

よって、この問題を質問したら、市長は、調査をして敬老祝い品の見直しをすべきじゃないかと、そして市独自の高齢者対策を強めるべきじゃないかという質問に対して、市長は何と答えたと思いますか。

「住民サービスをモットーにしていますが、今後調査もいたしまして、どういう形がベストなのかも含めて、考えてみたいと思います」と答えたんですよ。

ところが、私がきょうの資料で論評しましたようにね、資料は平成29年度までだから、佐々木カラーが出たものは1カ所もないんですよ。平成30年度については、電話で予約するタクシーを7月から試験運転をやろうというのが新しい事業なんですけどね。何らかの新しい事業を、もう今年度は無理だったから、敬老会までには敬老祝い品の改善をすると

いうこともありますし、あるいは、あなたのお父さんが市長時代につくった85歳以上に対して毎年年間1万円、現在では1万円だったんですね、敬老年金制度が続いてきました。今から9年前に永松市長が突然議会に提案して廃止をしたんですよ。敬老祝い品についてもそうですよ。70歳、77歳、88歳とあったんですけども、現在は77歳だけで、70歳の祝い品も88歳の祝い品も廃止を突然してしまったんですよ。

そういうことを含めて、私は何をやれとは言わないけれども、佐々木市長にかわったら高齢者についても、本当に気持ちがよくわかった市長じゃないと、わたしたちのことを取り上げてくれたなどと言えるようにね、何らかのことをやらないかということを知っているんです。市長、答えてください。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） 高齢者対策についてのお話でありますし、資料は差し上げておりますし、私が市長就任して何もやってないというお話ですが、昨年7月、高齢者会食サービスを実施いたしておりますし、乗合タクシーの試験運行についても7月から試験運行を開始するというので、具体的に対策は講じておりますし、先程、課長からお話のありましたように、他市では見られない高齢者対策も数多く取り入れておることについてもご理解をさせていただきたいと、こう思っております。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 市長ね、私の質問を理解できますかね。やっていますよと言うけどね、市民はもっとやってほしいというのが声なんですよ。やってないとは言っていないんです。市長がかわったんだから、子育て支援はようになったという声はあるけどね、高齢者にとっても何とかしてくれというのが声なんですよ。これに今後、もっといろいろ、予算のこともありますし、どういうことを高齢者が望んでいるかなども調査をして、今年度の年度途中は無理としても、来年度についてはひとつやりましょうというぐらいな検討はできませんか。そうすると、市長の株は上がりますよ。なるほど、市民の暮らしを大事にする、高齢者も大事にするということになりますよ。それが市長でないと、できないことなんですよ、これは。そういう、市長、政策を打ち出すことじゃないんでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） 先程も申したように、鋭

意努力しておりますし、また、いろいろな方法もまた考えていきたいと思いますが、今の段階では、先程申したように、高齢者会食サービスや乗合タクシーの、まず身近で。会食サービスについては、課長の申したように閉じこもり解消や栄養バランス等を考えて、しっかりしたサービスをということで実施しておりますし、また、乗合タクシーについては、従来のバス乗り場まで出向かなければいけないという問題点もありますので、そういう意味で、その解消に向けて、これも現実的に実行する段階になると、小さな金ではできないと思っておりますし、そういう意味では、内容について充分理解をしていただければありがたいなど、こう思っております。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので、私が質問しておる趣旨はよくご理解していただきたいと思っておりますし、努力してもらいたいと思っておりますが、あと、ありますのを全部やりたいんですよ。全部答弁求めたいので、簡潔に答弁していただきたいと思っております。

今度は観光問題についてです。

市長は、定住人口の増加と観光振興の、この2つをやっぱり重点事業として取り上げるということ、昨年の初議会でする述べられました。その市長の気持ちはわかります。その中で、夷谷に3億円かけて、インド、中国、全国の仏像30体をここに造って、やっぱり日本一の磨崖仏の里づくりで70万人の観光客を呼ぼうという方向を打ち出しましたね、ありました。だけ、それは、私は初議会の時に、これは本当にこれが市の観光振興につながるかどうかも含めて、検討委員会を設けたという議論をしましたが、その時に市長は、市長流の検討委員会をつくるということで予算を上げておりました。検討委員会が7人の例えば大学教授や地元の区長なども含めて委員会が結成されて、4回審議をしているんですけど、4回審議をして答申書が私ども手に入りまして、ことしの2月ですね、答申が出ております。

これを読んでみましたらね、4回の会議の中で、市長がこの議会で述べているような、3億円かけて30体の磨崖仏をつかって日本一の磨崖仏の里づくりをするということについて、市長の考え方を支持するような意見は、4日間の会議で誰一人からも出てないというようにうかがえる文書が配られております。「市長、それはいいことや」という一言もないです

ね。

逆に、答申書、答申書というのは四、五ページしかないんですけども、答申書をよく読んでみたら、夷谷に磨崖仏をつくる市長の公約云々と書いてますね。結論的にいいますと、夷地区における磨崖仏造立に係る問題点ということで3つ上げているんですよ。

その一つが、夷地区は瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園にかかっていると、貴重な自然景観を壊すべきでないというのが一つの問題点ね。

2つ目は、現在、夷谷の中山仙境は国の名勝に指定されており、今後、夷谷は国の名勝への昇格を目指している。これはもう答申が出ましてね、ことしの秋にはここの中山仙境と夷谷が国の名勝に決定されます。間違いないですね。そこで何と書いてあるかといったら、そういう公的な認定を有効活用すべきであるとなっているわけね。

3番目は、巨大仏像群等の造立は、全国の事例から、観光振興の起爆剤とはなり得ないと。豊後高田市には日本最大級の平安仏、磨崖仏がある。本物志向の現在において、新たな巨大仏像等は誘客促進には向かないと、逆にマイナス効果が大きいですよということを指摘しとるわけですね。

最後に、まとめのところにあるんですけど、まとも一言言うならば、皆さんにお配りしているこの質問通告に入れているようにね、何と書いとるかといったら、「まとめ、本物志向が強い現在、国内の他事例を見ても、新たな磨崖仏等の造立による誘客効果は少なく、逆にマイナス効果が高い」といって、あそこには磨崖仏をつかってはだめですよというのがこの7人の委員会の結論だということに私は受け取っておるんですが、その後の新聞記事を見ましたら、佐々木市長はまだやるんだと言っているからね、まだ現在も、やっぱりこういう指摘があってもやるということなんですか。

私は、質問としては1番と2番を入れかえてもらって、1番のところでは、やっぱり今言いたいのは、これに基づいて磨崖仏の構想は諦めるべきじゃないかというのが一つですね。

2つ目には、田染の小崎地区が国の農村景観、重要文化的景観として認定を受けるね、それから宇佐市を含めて国東半島が国の農業遺産に選定される、そして長岩屋耶馬や無動寺耶馬が国の名勝になれば、今度は鬼の里「くにさき」と一緒になって豊後高田も国の文化財に指定されるし、改めて中山仙境と夷

谷が国の名勝に格上げされることになったんですね。

だから、こういう公的に国が認めるような景勝地、六郷満山文化あるいは古いものが残される、どこにもないような奇岩が連なるような岩山の連峰ですね、そこに鬼が宿ったという伝説があるなど、もう国東ではないという、こういう豊かな自然や六郷満山文化などを活かして、どこにもないような形でやっぱり観光振興を、ここを目玉にやるというほうが得ではないかと思うんですね。ただ、「夷谷、夷谷」と言わなくて、豊後高田市全体だけじゃなくて、国東や杵築あるいは宇佐も含めて、このやっぱり近隣市町村と一緒に観光振興をやることのほうが、これは佐々木市長の名前が後世に残るんじゃないでしょうか。本当の観光振興になるかと思うので、その点の市長の見解を求めます。

鬼が仏になった里「くにさき」についてもね、2番目に上げておられるけれども、そういうことも含めて、同じ答弁でいいですから、そういうことで、それを活かしてやってもらいたいということと、3番目には、この報告書は、ただ市長が考えているような30体の3億円かけるような石造、磨崖仏をつくるんじゃないで、こういう方法をやれということもいっぱい書いてあるね。別府大学の生徒もよく勉強しています。全部読んでみましたけど。この中で、取り入れたら豊後高田の観光はすごくなるなというようなことがありますね。できるか、できんかは、今からですから。

だから、その中の一つが、最先端のデジタルなどを使って、インドから中国、シルクロードを伝わって、この一番東の端が国東だというこのルートなどもデジタル映像で見せるような、この報告書の中では六郷満山バーチャル博物館、仮称なんですけど、つくったらどうかという提案があります。そういうことが検討されるのかどうか。

それから、もう一つは、市の歴史博物館の整備についてというのを上げました。これも時間がないから、もう簡単にしますけれども、ある識者から手紙が届きまして、豊後高田にはよそにあるような市の歴史博物館がないじゃないかということで、どこかにつくったほうが、これは後世に残りますよという、すごい指摘がありました。そういうことも検討できるかどうか、これが観光にもつながっていくんじゃないかと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 観光振興対策についてのご質問の内、夷谷の磨崖仏の里づくりについてお答えをいたします。

私は、夷谷に国東半島の特徴である磨崖仏等の石造群を整備し、香々地地域に70万人の誘客を図ることを公約の一つとして掲げ、その実現に向けて取り組む取り組みの一つとして、有識者で構成される検討委員会を設置し、2月下旬に答申書を提出されました。検討委員会からの答申書では、議員のご案内のとおり、単に巨大仏像を造立しただけでは誘客効果がない、また国の名勝に指定された天念寺、無動寺、そして夷谷の耶馬と呼ばれる奇岩、秀峰などの自然景観、そして日本遺産に指定された神仏習合の特徴ある六郷満山文化を活かして、ほかがまねできない誘客促進を図るべきであると述べられています。

私は、この答申書の提言に沿って、この地域の特徴的な自然景観と仏教文化を活かした誘客促進事業を進めてまいりたいと思っております。

今日では、文化庁の考え方も従前の保護・保存中心の文化財行政から、これをいかに活用するかという方向へ軸足を移してきたところであります。今回の日本遺産の認定も、その一つであります。そのようなことから、私は、学びの石造文化として石造群を整備し、仏教文化伝来のルーツはもとより、今回の日本遺産の指定となった鬼が仏になった里「くにさき」も、石造群から学べるようなものとして整備したいと考えております。こうしたことから、夷地区はもとより、国東半島全体の地域振興、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

具体的に提言書にもありますように、近年、耶馬と呼ばれる地域では、樹木が繁茂し過ぎて、岩山が見えにくくなっておりますので、昔の景観を復活させるべく樹木の伐採を積極的に進めてまいりたいと思います。

また、東夷の一路一景公園の横を走る県道小河内香々地線はカーブが多く、そののり面はほとんどモルタル吹きつけとなっております。景観上もよいとは思っていません。私は、一路一景公園から真玉との境界付近までの県道沿いののり面に仏教伝来にまつわる石造群を整備して、六郷満山文化のルーツを学べるとともに、あわせて景観向上を図ることで誘客促進につなげていきたいと思っております。

また、バーチャル博物館につきましては、相当額の建設費と運営費も必要と思われるので、具体的な手法について、今後、慎重に検討を重ねてまいり

たいと思っております。

先程申し上げましたが、日本遺産に認定された特徴ある六郷満山文化、鬼が仏になった里「くにさき」の国の名勝指定を受けた天念寺、無動寺及び夷谷といった、ほかの地域がまねできない地域資源を活用し、近隣の自治体とも連携しながら、観光振興に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。また、この地域は、瀬戸内海国定公園等、また景勝地の指定の範囲には入っていないことも申し添えておきたいと思ひます。

議員各位のご理解をいただき、協力をお願い申し上げて、答弁にかえたいと思ひます。ほかについては担当課長から答弁をさせます。(○18番(大石忠昭君) ちよつと議長、いいですか。議事進行で短くお願ひします。答弁を短く。)

○議長(安達 隆君) 文化財室長、板井浩君。

○文化財室長(板井 浩君) 私のほうから、観光振興対策の内、歴史資料館の整備についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、本市には郷土の歴史・文化に関する資料を展示する、また公開する施設はございません。また、仮に歴史資料館のような施設を新たに整備する場合、かなりの建設費用を要する上に、整備費、整備後の人件費や光熱費、展示費などの維持管理に係る相当の負担を考えますと、新たな施設整備を行うことは現時点では困難であると考えております。

しかしながら、市といたしましては、少しでも多くの方々に実際に現地に訪れて、豊後高田の歴史・文化を感じてもらいたいと考えておりますので、先般認定を受けました日本遺産を始め、市内の文化遺産をめぐる仕掛けづくりに、これまで以上に取り組んでまいりたいと考えております。

また、日ごろ見られない資料などにつきましては、県立歴史博物館の協力を仰ぎながら、市立図書館などにおける展示なども検討するとともに、市民の皆さんに郷土の歴史の魅力を伝える現地見学会や市民講座なども充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) あと4つ質問したいんですけども、時間がちよつと足りないようなのでね、4番は、もしあったらやりますけど、ちよつと省きます。

5番の旧市役所跡の公園について、だんだんできるに従って、多くの市民からね、今の状況では、夏は暑いし、冬は寒いし、誰が使うんかえという声なんですよね。実際に私が聞き取りの時に、今、木が3本、桜の木が植わっているけども、あとは何ぼ何ぼでももうちよつと大きな木が3本、5本、木陰ができるような木を植えんといかんのじゃないか。それ以外に木は植わってないで、杣だけできちよるんですよね。あの杣をつくっているような、木を植えるところに杣があるというのは、高田の公園ではあそこが初めてなので、これこそ無駄遣いじゃないかと思うんだけどね。

聞きたいのは、何とか市民が広く使えるような見直しができないのかね。資料をもらったら、これ、さっき読んでみたら、永松市長時代の計画と、佐々木市長にかわった見直しで2億円、今度は安くなったとなっているんですよ。だけん、どの部分が安くなったのかと分析してみたら、大型遊具をつくらないというだけになっておるんですね。大型遊具はつくらないでいいけど、2億円安くなったって、すごいことなんだけどね、けど、誰も使わないような公園をつくったんじゃないかと思うんですよ。もう少し市民が使えるような見直しができないのかどうか、市長の見解を求めます。

○議長(安達 隆君) 建設課長、永松史年君。

○建設課長(永松史年君) それでは、市役所跡地の公園整備についてのご質問にお答えします。

公園整備につきましては、現在、11月の裸祭りまでの完成を目指し、周辺の道路整備とあわせ、急ピッチで工事を行っているところであります。議員ご質問の暑さ寒さ対策についてでございますが、基本的に公園は屋外施設でありますので、根本的な対応は困難であると考えております。公園の使用に当たっては暑いときは無理をせず、街路灯も設置していますので、早朝や夜涼しくなってから利用していただき、また寒いときには、日中の暖かい時間帯などにご利用いただければと思います。

暑さ対策としましては、木陰や芝生広場をつくることにより暑さの軽減を図ることができると考えられるため、現在、あずまややパーゴラなどの休憩施設のほか、植栽の配置や本数をふやし、休憩ができる木陰をふやしていきたいと考えております。

なお、本公園は、市民の皆様の憩いの場となり、またジョギングや軽運動のほか、イベントなども行えるオープンスペースとしてご利用いただけるよう

6月20日

整備を進めていますので、現計画において健康器具などの施設については考えておりません。

以上です。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間があと2分55秒になりましたので、次のスポーツ施設について質問したいと思うんです。

書いておりますように、真玉の大村地区に大村グラウンドと旧小学校の跡地があります。実はアンケートに対して、ここで今まで子どもたちが遊んでおったんだけど、今はその子どもの遊び場が、写真があるんですけど、ヒマワリ園に変わってしまったと、何とか子どもの遊び場としてとありますし、大村グラウンドについても草がぼうぼうじゃないかと、ここにサッカー場や野球場などをつくってほしいんだと、これは多くの保護者の声なんだという投書が来ました。

ご承知のように、その近くには今回用地を買収して移住者向けの無償の住宅をつくる計画が進んでおりますが、それとの関係から見ても、あの地域にこういう子どもたちのサッカー場だとか野球場ができる場所を確保するというのは大事じゃないかと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（安達 隆君） 教育総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

それでは、議員ご質問の大村グラウンドや旧真玉小学校跡地に少年サッカーや少年野球のできる施設を整備してはどうかということについてであります。現在、市内にはスポーツ少年団としてサッカーのチームが1チームと野球の6チームがありまして、どのチームも市内の既存のスポーツ施設や学校のグラウンドを使用して練習等を行っており、特に施設が不足している状況ではないと考えております。

なお、議員の言われる大村グラウンドにつきましては、県指定の施設となっており、他の施設として整備することは困難であります。現状のままでボールを蹴ったりとか、キャッチボールをするぐらいのことは問題ないと思いますので、今後とも草刈り等を実施してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 財政課長、飯沼憲一君。

○財政課長（飯沼憲一君） 真玉大村地区の小学校跡地とグラウンドの部分についてお答えをいたします。

小学校跡地のグラウンドは、平成22年度からグラウンドゴルフの競技団体と使用貸借契約を締結しております。利用状況といたしましては、1年間を通してほぼ毎日グラウンドを使用されていると聞いておりますので、その団体にとりましては健康増進並びに交流の場として大いに活用できているものと思っております。

先程ご案内のヒマワリのことなんですけれども、最近植えられたことは私どもも把握いたしております。聞いたところ、グラウンドゴルフはコースが周りにつくられておまして、ぐるっと回るような感じで、真ん中は使わないので、その部分をコースの一部として鑑賞にもできるということで、コースの一部としてヒマワリを植えているというふうになっております。環境の美化の観点から整備されたようで、利用者の団体にとってはよかれと思ってやったことであり、また真玉体育センターの利用者等も観覧されている方もいるというふうになっております。

以上でございます。

○18番（大石忠昭君） 議長、時間が足りませんけど、ルールを守って終わります。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

1番、安達かずみ君の発言を許します。

安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 議席番号1番、公明党の安達かずみです。通告に従って質問いたします。

本市の国際化は、県内では別府市に次いで2番目です。現在、市内には400人の外国人の方々が住んで働いているそうです。来年からは外国人技能実習生の受け入れも始まります。本市を訪れる外国人観光客もふえているとお聞きしました。最近の国東半島の注目を浴びる国指定や認定もふえ、来年のワールドカップ、2020年のオリンピックと、まだまだ海外からの観光客もふえます。県内国際化1位の別府市はAPUもあって、本市とは外国人の規模の違いはありますが、国際交流会館もあります。

本市では、外国人に対応する窓口、また国際交流を促進するための取り組みはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、国際交流の促進についてお答えいたします。

現在、本市におきましては、先程、議員ご指摘のとおり、就労関係を中心に多くの外国人の方が本市

に住まれております。また、昭和の町などにおきましても、アジア諸国の方を中心に多くの観光客が訪れるようになっております。

本市における国際交流の取り組みといたしましては、地域活力創造課におきまして、市民の皆さんに他国の歴史や文化に触れて知っていただくことで国際的な感覚を養う中、国際化を推進することを目的に各事業を実施してきております。

具体的には、留学生による市民を対象にした自国の料理や文化紹介による異なる文化との出会いや体験教室の実施。

留学生を対象に農村生活の体験や文化財めぐりなど、日本ならではの生活や文化に接してもらうとともに、その中で感じたことを情報発信してもらう体験事業の実施。

昭和の町などにおけるイベントに合わせまして留学生による自国の料理提供や、舞踊など伝統文化の披露による交流フェスティバルの実施などの取り組みを行ってきているところです。

今後も社会的なグローバル化が進む中、機会あるごとに市民の皆さんに気軽に他国の文化や歴史に触れていただく場づくりに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 今後の本市の国際化を考えると、観光で訪れたにせよ、研修生として3年間いたにせよ、外国の方が自国に帰られた時に、豊後高田市は人もまちも本当にいいところだったと言ってもらわなくてはなりません。また、これから先、外国人の就労期間は確実に伸びていきます。そうすると、奥さんや子どもを呼び寄せて本市で暮らし始める人も出てくるでしょう。働いている人は雇用主が面倒を見ても、その家族は孤立するということも懸念されます。その人たちの病気や災害時などの困りに対応し、情報を提供してくれる、ここに行けば同胞に会える、相談も受けてもらえる、日本語も学べる、そのような場所が絶対に必要になってくるでしょう。

本市の住民の中には、留学経験者、外国への赴任経験者もかなりおられると認識しております。英会話や韓国語教室で勉強されている方も相当数おられます。こういう方々を始め、国際交流に興味があり、外国人との交流を望んでいる人も少なくないと思います。しかし、その拠点づくりやイベントなどの仕

組みづくりは、行政がしなければ、できるものではありません。であれば、窓口になる所管の専門部署は、片手間でできるものではありません。本市の職員の中には優秀な方がたくさんいらして、外国語に堪能な方もいらっしゃいますと思います。担当部署にたくさん配属する必要はないと思います。ただ、専任の部署をつくる時が来ていることは間違いのないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） 私から、国際交流の所管課設置について再質問にお答えいたします。

本市では、効率的な行政を目指す中で、地域活力創造課を市民の国際化の担当と位置づけた上で、国際交流を専任する所管課を設置するという手法ではなく、基本的にはそれぞれの課で所管する業務について必要な国際化などの対応に当たってまいりました。

その一例として、商工観光課においては、外国人技能実習制度の導入に向け、外国人の本市での生活支援等に当たるため、本年度、ベトナム語で通訳できる地域おこし協力隊を任用する予定でございます。

また、総務課では、職員研修の一環として、平成28年度から平成29年度にわたり、希望者への英会話研修に取り組んだところでございます。

外国人技能実習制度やインバウンドなどにより、外国人の就労や交流人口の増加が予想される中、市民から求められる国際交流のあり方も変遷すると考えられます。これからは担当課の業務内容も、これまでの異業種・異文化交流を主体としたものから、市民との横のつながりを構築する交流の場づくりへの変化が定住を促進する上で重要になるものと思われれます。

議員からご提案いただきました国際交流の所管課につきましては、本市の行政規模などからして、専任する組織を設置することは難しいわけですが、将来的な課題として認識いたしたいと思えます。その上で、市民の相互交流を促進するため、担当課を始め、それぞれの課においてグローバルな視点による共生のまちづくりに、現在できる範囲で取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 大分県としては、ことし2月23日、国際政策課主催で開催された国際交流担当者会議で、県内の全ての自治体に国際交流協会の設

置を要請しています。専任部署がなくてはさらに難しい内容ですが、あわせて、そちらの取り組みもぜひ進めるべきだと思いますので、よろしく願います。

次に行きます。公明党は現在、国会議員から地方議員約3,000人の全議員で100万人の訪問調査運動を実施し、アンケート調査を行っています。その中で、地域包括ケアシステムをご存じですかという質問に対して、90%ぐらいの人が「知らない」、「聞いたことがない」と答えます。この地域包括ケアシステムとはどういうことなのか、一般の方にわかるように概要の説明をお願いします。

また、国の地域包括ケアシステムの方向性と、現実に本市で取り組んでいる内容には、違いがあると思いますが、現在の本市におけるシステムの内容と、今後どのように展開していこうとしているのかについて伺います。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、地域包括ケアシステムについてのご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

本市の取り組み状況ですが、地域包括支援センターを総合相談支援窓口として、適切な支援・サービスを切れ目なくつなげて対応しているところでございます。

医療と介護については、高齢者が入院した時から在宅生活を視野に入れた支援を行うことで、退院後に自宅で必要な介護サービスなどをスムーズに受けられるよう、病院とケアマネジャーが情報を共有するための入退院時のルールづくりなど、さまざまな取り組みを実施しております。

介護予防では、高齢者の皆さんに介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、このままの状態が続くと、要介護状態となるおそれが高いと判定された方々に、介護予防教室のご案内をしています。そして、教室参加の希望がなかった方には、地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問して、参加促進に努めております。さらに、これまで高田、真玉地区の2つの事業所で実施していました元気アップ教室を、平成30年4月より香々地地区においてもスター

トし、市内全域へと拡大して、さらなる介護予防の推進を図っています。

住まい、生活支援につきましても、高齢者等住宅改造助成事業や配食サービスなどのさまざまな支援を提供しているところでございます。

今後におきましても、本市の高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民の皆様への周知につきましては、市報やケーブルテレビ、チラシ等を使って実施してまいります。また、医療と介護につきましても、10月に在宅医療・介護連携をテーマとした市民公開講座を開催する予定にしております。このほかにも、市民の皆様へ適宜、本市の取り組みの中で周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） できるだけ長く住みなれた場所で生活し、介護が必要にならないよう自分も努力し、行政もそこを応援しましょう。もし心配なことがあったり、お困り事があれば、地域包括支援センターに相談してください。簡単に言えば、こういうことでしょうか。

であるならば、やはり入院したら、そこから地域包括ケアが始まるのではなく、元気な人でもいつお困り事が起こるかはわかりませんし、若い人がご自分の親御さんの心配事を相談したい時の窓口にもなると思うので、地域包括支援センターの存在は、誰もが知っておかなければなりません。サロンや体操教室に行ける人にはそういう情報も入ってくるでしょうが、そういう場所が歩いて行けるところで開催されていない地域も、まだたくさんありますし、人の集まる場所が苦手で、行きたくないと言われる方もいます。しかし、そういう人こそ地域包括支援センターを知ってもらわなくてはならないのではないのでしょうか。

実際、私が訪問したお宅で、このような方がいらっしゃいました。ご兄弟お二人で暮らしておられる方で、弟さんのほうが少し認知があるようだとお兄さんが心配されていました。その方も地域包括支援センターを知らないとお答えになりました。先程の答弁では、市報やケーブルテレビ、チラシ等を使って周知に努めるとのことでしたが、今、行政のアウトリーチが盛んに言われていることでもありますし、

できることなら、職員みずから特に不便な地域でお住まいのお宅を訪問して、困ったことがないか、もしもの時は地域包括支援センターに連絡するようにと、電話の横にでも置けるか、張れるようなステッカーとかシールを持ってお知らせに行くこともぜひしていただきたいと思います。

次に行きます。5月に社会文教委員会は伊賀市にLGBT（性的少数者）のことで、とアライ（これはLGBT当人ではないけれども、支援をします、理解者です）ということですが、このLGBTとアライの取り組みの視察に行きました。伊賀市にLGBT当事者からの要望があったわけではありませんでした。市長の判断でパートナーシップの制度を導入し、同性愛のカップルの認知と、生活上の困難の解消を進めると同時に、性的少数者を理解し支援するアライの取り組みも行っていました。

パートナーシップの制度とは、簡単に言うと、同性愛の方たちの婚姻届のような宣誓書を市が出していて、パートナーが病気になった時に市立病院では家族として認められる、市営住宅に家族として入れるなど、独自の制度を設けています。13人に1人いると言われる性的少数者、LGBTの方々が孤立せず、つらい思いをせずに暮らしていけるようにすることは、そのまま多くの人が暮らしやすい社会でもあります。本市のLGBT、またアライに対して取り組んでいることがあったら、お聞かせください。

○議長（安達 隆君） 人権・同和対策課長、田染定利君。

○人権・同和対策課長（田染定利君） それでは、LGBT及びアライの方たちに対する支援についてのご質問にお答えをいたします。

まず、LGBTとは、先程、議員からもございましたとおり、性的マイノリティー、性的少数者の方たちを意味することばでございます。Lはレズビアン、女性の同性愛者、Gはゲイ、男性の同性愛者、Bはバイセクシャル、両性愛者、そしてTはトランスジェンダー、心と体の性が一致しない方の英語の頭文字をとったものでございます。

最近の全国的な調査では、LGBTなどに該当する方は人口の5から8%の比率で見込まれており、地域や職場、そして学校など、身近にいて当たり前という結果が報告されております。

しかし、LGBTなどの当事者の多くは、性的指向や性自認への誤解や偏見から、社会の中でさまざまな困難を抱えて生活をしていると言えます。

私たちは、こういった性のあり方について、本来、性は多様なものであるということ、性別は男性、女性の2つだけに区分することのできないものであるということを理解する必要があると思います。

このような性の多様性については、徐々に社会的な認識が進んでおりますけれども、全ての人が自分らしく暮らせるまちを実現するためには、性の多様性を正しく理解していただくための教育、そして啓発をさらに進めることが重要であると考えております。

これまで本市では、市民の皆様向けには毎年実施をしております人権週間の人権を考える講演会や、年間を通じた連続講座として実施をしております身近なじんけん講座などで講演会を開催したり、市内各事業所・団体への啓発パンフレットの配布などを行ってまいりました。あわせて、隣保館にございます人権情報プラザ、関連する書籍の充実にも努めているところでございます。

また、市職員向けには、昨年度、各課単位で実施をしております職場内研修におきまして、年間のメインテーマとして取り組み、全職員の意識向上を図ったところでございます。

また、ご質問のアライについてでございますが、これは先程、議員からもありまして、LGBTなどの当事者でない方が当事者を理解し支援するという考え方あるいはそうした立場を明確にしている人たちを示すことばでございます。

こういった方たちに対する具体的な支援としてのアライステッカーの作成や、LGBTの方々への支援である同性パートナーシップの制度などは、全国的に見ましても、まだまだ取り組みが始まったばかりでございます。今後、LGBTの方々にどのような支援ができるのか、また、どのような支援が必要なのか、他の自治体の先進事例等も参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

本市では、これまでもあらゆる人権問題の解決に向けて市民一人一人が正しい知識と理解を深めていただけるよう、人権教育や啓発に取り組んでまいりました。LGBTなどの性的マイノリティーにかかわる人権課題につきましても、これからの大きな課題の一つとして位置づけ、啓発などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 伊賀市に行ったのは、別

府の公明党の議員さんが伊賀市に視察に行きましたというお話を聞いたので、行ったんですけども、その後、別府市でもそのアライの取り組みをしているというのを聞きしたので、どの程度のことをやっているのか知りたいと思って、先日、別府市の市役所に行ってまいりました。

別府市では、市役所の市民課と人権課の窓口のアライの文字を入れたレインボーカラーのステッカーを置いています。こういうものですが、これは伊賀市でもらってきたシールです。レインボーカラーというのが、いろんな色があって、性とは男と女だけじゃないよという意味だと思ってしまうんですけども、大体LGBTの意味を示します。それにこのアライということばがついて、「私はあなたたちを理解しています。支援していますよ」という意味なんですけれども。

もちろん職員の研修は大事です。何でもこれやっていると、本当によく理解してくれているのかと思ったら、全然理解していなかったという状態だったとしたら、それはもう本当にかえって相手に失礼な思いをさせるので、十分な研修は必要なんですけれども、このステッカーを置いてから、LGBTの方が受付に見えた時に大変コミュニケーションがうまくできるようになったと言われていました。お互いに、もうわかっていますよねという気持ちの上でお話ができるというので、スムーズにできるようになったそうです。

また、市役所で取り扱う届け出の際の記載事項の中に、ほとんど男と女に丸印をつけるところがあるんですけども、これも別府市では絶対に必要な書類もあるんですけども、それ以外のものに男と女、性別を書くところをもうなくしたそうです。そういう配慮もすばらしい取り組みだなと思いました。

大分県も、思春期になる子どもたちにLGBTのことを理解してもらうための漫画の冊子を一部の学年に配布しています。私も一ついただいたんですけども、これ漫画で、LGBTのことがよく理解できる漫画の本です。

LGBTに対する広い理解は、ある意味、今、課長さんもおっしゃられましたけれども、始まったばかりかもしれないけれども、時代が求めていることなのだと思います。本市におきましても、先進市に倣って、できることはぜひ取り入れて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、伊賀市に行った前日に、富士宮市に行きま

した。認知症を地域で支えるという仕組みがうまくできている取り組みを視察しました。富士宮市では、認知症サポーター、または認知症患者本人の中から養成講座の主催者側の講師や企画者になるキャラバンメイトがどんどん生まれています。ですから、毎週どこかで認知症サポーター養成講座が開催されている状況です。教えることが理解するための一番の近道であることは、どのような部門でも言えることだと思いますが、サポーター養成講座の講師に、介護など専門職の方だけでなく、中学生まで入っているという、まさに全市民参加の認知症対策だと思いました。

また、認知症になっても地域で今までどおり暮らすために、本人同士が集まって大工仕事をしたり、将棋をしたり、一緒に山登りをしたりといった拠点もありました。その中で再就職をした人もいます。認知症の人がトラブルを起こしても、即座にその地域で認知症サポーター養成講座を開いて、本人の悩みやつらさなど、生の声を聞いてもらい、理解者になってもらったりしています。

本市にもたくさんサポーターがいるわけですが、ただ一度、講座を聞いただけで、あと何もすることがなければ、認知症を理解し支えるというところまで行かないような気がします。先程の甲斐議員の質問と重なるところもありますが、今後、認知症サポーターになった人たちのステップアップや受講後の展開が必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) 認知症対策についてのご質問にお答えします。

先程、甲斐議員にお答えいたしましたとおり、これまで3,400人を超える市民の皆さんに認知症サポーター養成講座を受講していただいております。その養成数が人口5万人未満の自治体で全国1位となり、表彰をいただくことができ、非常にありがたく思っております。

議員ご質問のステップアップや受講後の展開についてでございますが、サポーターは、認知症に対する正しい知識の習得はもとより、家庭や地域、職場などの身近なところで自分のできる範囲で、よき理解者としてサポートしていただくことが求められております。あわせて、地域のリーダーとして声かけや見守り、受講していない方への養成講座受講の推進役としての活動を期待いたしているところであり

ます。

しかしながら、その活動を広げていく上では、確かにステップアップしていただくことも必要であります。そのため、甲斐議員にもご答弁申し上げましたが、認知症サポーターよりも一歩進んだ、専門的な知識や実際のサポーターの活動事例などをご紹介するスキルアップを図るためのステップアップ講座の開催なども検討してまいりたいと考えております。

また、受講後の展開であります。これまでも認知症などが原因で行方不明者が出た場合を想定して、検索のための情報伝達手段や、実際に検索を行う徘徊模擬訓練を実施しておりますが、本年度も実施したいと考えておりますし、新たに行方不明者情報を伝達する手段として、一斉メール配信によるシステムを導入する予定としております。

このような取り組みにも、認知症に対する理解が深いサポーターの皆さんにもぜひともご協力をいただき、多くのマンパワーにより地域の見守り体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 公明党は、昨年12月に総合的な認知症施策の推進に向けた提言を政府に提出しました。提言では、認知症の方のニーズを調査するため、本人同士が集い、みずからの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合う場としての本人ミーティングの必要性を説いています。認知症の診断を受けると、問題のある人というレッテルをはられ、ただ支援を受ける人というのでは、日常の暮らしの中で自主性が失われてしまいます。この本人ミーティングは、認知症になっても、じっと支援を受けるだけの存在ではなく、一人の人間として意思を持ち希望を語ってほしいという場です。

富士宮市を始め、すでに全国で行われているようです。本市の認知症対策の中には、サポーター養成講座のほか、この本人ミーティングのような集いはあるのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（植田克己君） それでは、安達議員の再質問にお答えします。

本市では、現在、議員ご紹介の本人ミーティングのような取り組みはまだできておりませんが、認知症になっても住みなれた地域で生活していくためには、身近なところで支えられております家族の方の支援も重要であると考えております。そのため、認

知症の人と家族の会大分県支部に委託をいたしまして、介護者が同じ悩みを持つ仲間と話し合い、交流を通して相互に家族同士が支え合える場を提供するための介護者の集いを開催しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 支援を受けるだけではないという意味で、認知症の人のリハビリやレクリエーションに仕事を取り入れているデイサービスがあるそうです。車の洗車や、野菜の仕分けなど、地域の企業の協力も得て、認知症の人を社会が受け入れる取り組みです。認知症は、誰もがなる可能性を持っています。高齢者の世代に団塊の世代がふえる、これからの日本は、認知症になっても、本人のできることやしたいことを語る仲間がいて、ずっと自分を活かしてくれるという社会にならなくてはなりません。

認知症の診断後、絶望から立ち直って前向きに暮らしていくための体験、知恵、応援メッセージが掲載されている本人ガイドという冊子があります。これなんですけれども、これは全日本中の市町村に今から配られるそうです。これを郵便局、コンビニ、病院の待合室など、あらゆるところで手に取って見てもらえるようにすることも、認知症のイメージを前向きに切りかえ、自分事として身近に考えられる人や、認知症の人に優しいまなざしになれる人がふえていくきっかけにもなると思いますので、ぜひ参考にしていただけるといいなと思います。

5番目の質問に行きます。6月の市報に、健康応援店の募集が出ていました。ちょうど1年前に、塩分控え目、低カロリーの食事を提供してくれる飲食店について一般質問をしたのですが、あれからどうなったのかなと思っていたので、うれしいです。いま一度、健康応援店をつくる目的と、今回募集している健康応援店について、条件や、なった場合のお店のメリット、現在すでに応援店になっている店舗数、今年度の目標などを教えてください。

○議長（安達 隆君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） それでは、健康応援店についてのご質問にお答えいたします。

現在、全国的にも生活習慣病やメタボリックシンドロームと診断される人や予備軍が増加しており、健康志向が高まりを見せている状況でございます。

このような中、健康を気遣ってくれるメニューや

食品を提供してくれるお店を必要とする方がふえているとお聞きをしております。

本市におきましては、外食等の利用機会が多くなっている生活環境にある中で、市民がより健康的な食を選択し、食生活改善に取り組みやすい環境を支援するため、カロリーや塩分を抑え、成分が表示されたヘルシーメニューを提供する「ぶんごたかだ食の健康応援店」を推進し、日常生活に不可欠な食の部門から市民への健康づくりを支援することを目的として、平成28年度から取り組んでいるところでございます。

大学・県の管理栄養士、市の栄養士が連携し、エネルギー660キロカロリー以下、塩分3グラム以下のヘルシーメニューの考案や、栄養価計算など指導・支援を行い、市民の皆さんの健康づくりをサポートする応援店を認定してきたところでございます。

店舗数は平成28年度に5店舗、平成29年度には2店舗を認定しており、今年度は新規に5店舗の認定を目標に、応援店拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

応援店に対しましては、定期的に訪問を行い、ヘルシーメニューの提供内容、販売状況を確認し、継続した指導・支援を行っているところでございます。

今年度も引き続き市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、本事業の趣旨を多くの事業主や市民に周知するとともに、県のうま塩プロジェクトとも連携し、応援店のヘルシーメニューの紹介を行い、食の健康応援店の利用を広く市民に普及啓発し、市全体の健康意識の向上を図り、健康寿命の延伸に向け進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 再質問します。

応援店の認定は、そのお店のメニューに1食でもあれば認定店になれるのでしょうか。それとも、メニューの内、何点か必要ですか。それから、このお店が健康応援店だとわかる目印のようなものはありますか。また、そのお店の何が減塩ヘルシーメニューなのか分かる表示はするのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 健康推進課長。

○健康推進課長（清水栄二君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、応援店の認定についてでございますが、要件を満たすヘルシーメニューが1食でもあれば認定をさせていただいているところでございます。メニュー

の選定につきましては、栄養士の指導・支援の下、既存のメニューをベースにカロリーと塩分を抑える等、改善されたメニューを開発し、提供していただいているところでございます。

次に、応援店の表示についてでございますが、応援店には県から、「うま塩メニュー提供店」ののぼり旗が配布されております。店舗によっては、設置をされていない店舗もあるようであります。こういった設置をされていない店舗につきましては、今後、訪問した際に設置をお願いしてまいりたいと考えております。

それから、店舗内におけるメニューの表示についてでございますけれども、応援店にはヘルシーメニューの掲示用ポスターを配布し、掲示をしていただいているところであります。しかしながら、まだ広く知られていない状況もありますので、今後は応援店の方々と相談しながら、まずは本事業を多くの市民に知っていただき、ご利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 健康応援店のメリットというのをお答えいただけていないんですけども、6月の市報に市のホームページでお店を紹介するとありました。でも、それほどうれしいメリットとも思えません。これから市民の皆様に健康で長生きをしてもらうためにも、健康応援店が市内にふえることはとても重要なことです。飲食店をしている事業者にも自分も応援店になろうと思ってもらうために、もう少し、なったらお得感を持ってもらう工夫が必要かと思えます。

私からの提案ですが、市報やケーブルテレビに応援店の紹介を出すというのはどうでしょうか。広告代なしでお店の名前を出してもらえるとというのは、大きな特典だと思います。参考にいただければありがたいです。

6番目の質問に移ります。2018年度の地方交付税では、認可保育所で障がい児を受け入れている自治体に対する費用として、これまで400億円程度だったものが800億円程度と、手厚く配分されるようになりました。障がい児の対象範囲は、発達障がい児や軽度まで含まれるということですが、本市における障がい児受け入れ保育所に対する補助はどうなんでしょうか。

○議長（安達 隆君） 子育て支援課長、水江和徳

君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、障がい児保育についてのご質問にお答えいたします。

障がいのある児童を受け入れている保育園への補助につきましては、まず保育園の運営費として支払う施設型給付費の加算として療育支援加算が適用され、支給をしております。この療育支援加算につきましては、特別児童扶養手当の支給対象児童や、発達障がいのある児童などの受け入れを行い、子どもの療育支援に取り組む場合に加算されます。この加算額は、特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れている保育園につきましては、1園当たり月額約5万7,000円、それ以外の障がいのある児童を受け入れている保育園につきましては、1園当たり月額3万8,000円となっております。現在、市内6園中3園に対しまして、この療育支援加算を適用の上、運営費を支給しているところでございます。

こうした国の制度に加えまして、障がいのある児童の保育を推進するため、市独自の補助として、障がい児保育対策事業補助金を設けております。この補助金の概要につきましては、特別児童扶養手当の支給対象児童、身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けた児童、発達障がいなどが疑われる児童などを受け入れ、さらにその児童を担当する職員として保育士を配置した保育園に対し、その保育士の人件費相当分の一部を補助するものでございます。補助の基準額につきましては、対象児童1人当たり月額7万4,140円でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 再質問をします。

補助金を受ける場合、障がい者手帳や療育手帳などを取得しているという条件が必要なようですが、そういう認定に至らないけれども、お子さんも親御さんも困り事や心配を抱えているという方も、少なからずいらっしゃると思います。そのような方や園に対しての支援はあるのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、再質問にお答えをいたします。

本市では、子どもの健康状態を把握するため乳幼児健診を実施しておりまして、集団健診と、医療機関で行う個別健診がございます。集団健診では、それぞれおおよそ4カ月、8カ月、1歳6カ月、3歳

6カ月、5歳に当たる乳幼児を対象に実施し、また、医療機関で行う個別健診は生後3カ月から6カ月の間と、9カ月から11カ月の間に、それぞれ1回ずつ、小児科医の診察により発育や発達の健診を実施しております。乳幼児健診の結果で精密検査が必要な子どもさんには後日相談会を開催しまして、発達専門の医師の診察や臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士の面談によりまして、発育や発達に関する受診や相談先、さらには子どもさんへのかかわり方などについてアドバイスなどを行っております。

また、健診時においては把握のできない集団での様子を見させていただくため、市内の各保育園や幼稚園を保健師が巡回訪問しております。

さらに、発達のおくれが見られる子どものために、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練などを行っております児童発達支援センターがございますが、この児童発達支援センターに委託をしまして、年間二クールで各保育園や幼稚園などを巡回訪問し、子どもの発達を促すための必要なかかわり方などの助言を行っております。今年度からは本市の保健師も同行し、支援につなげていくようにしているところでございます。

なお、保育園で毎日子どもに接する保育士さんにおいて、保育園児に気になる場所がございましたら、ぜひご相談をいただきたいというふうに思っております。巡回訪問におきましても、療育が必要な子どもさんにつきましては、保護者の理解をいただきながら、関係機関と連携をして療育につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 心配なお子さんがいらっしゃったら、医療機関で何も言われなくても、市のほうに、子育て支援課のほうに相談すれば、何か手を打ってくれるということだなというふうに思いましたので、よろしく願います。

最後の質問です。ご家族が亡くなられた後の手続は、悲しみに暮れ、身も心も疲れ切っている時に、時間もとられ、煩雑で大変だと聞いております。本市における死亡時の手続は、できるだけ簡素にしていると伺いましたが、どのように工夫されているのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市民課長、近藤幸一君。

○市民課長（近藤幸一君） 死亡時の窓口サービスについてのご質問にお答えします。

本市では、死亡届が出た時に遺族の方が市役所での手続がスムーズに行えるよう、ご遺族の方へというチラシを配付しております。チラシの内容ですが、国民健康被保険者証などの返納・変更、年金、住民異動届、身体障がい者手帳の返納、固定資産の相続人代表者指定届の提出、市営住宅、上下水道、ケーブルテレビ関係などの手続の内容や、持参するものと、それぞれの受付窓口が記載されております。

ご遺族の方につきましては、手続についてご説明するとともに、職員が他の部署、担当部署までご案内をしております。また、必要に応じて担当者に窓口まで来てもらい対応するようにしているところでございます。

手続は、高田庁舎1階のフロアの各課の窓口、真玉庁舎の地域総務一課、香々地庁舎の地域総務二課で、ほぼできるため、遺族の方の移動も最小限に抑えられると考えております。

そのようなことから、他の市町村に比べても丁寧かつスムーズな手続が行われているほうだと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 先日、LGBTの取り組みについて別府市役所に行った時に、別府市のおくやみコーナーが話題になっているので、そちらのほうもいろいろ詳しくお聞きしてきました。本市の場合は、フロアが一つで、たらい回しにさせられるといった感はないと思うんですが、特筆すべきは、書かなくてはならない書類は1回だけで、その書類を見て職員がパソコンにデータを打ち込むと、手続が必要な課が抽出され、関係書類が一括作成されるということです。無料のアプリでしているので、システムにお金もかかっていないそうです。ぜひ参考にして、何度も同じことを書かなくて済むようにしていただければ、ありがたいなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

5番、井ノ口憲治君の発言を許します。

井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 議席番号5番の井ノ口憲治でございます。

1点目の質問は、旧都甲小学校運動場に移住者向けの宅地を造成したらどうかという質問でございます。

市長が公約に掲げました移住者向けの宅地無償提

供につきましては、今までの議会答弁から、思うようには進んでいないのではないかとこのように思っております。そこで、旧都甲小学校運動場跡地に宅地造成したらというように思います。以前はゲートボールなどもしていましたが、現在は何も利用されず、草が生えている状況でございます。

旧校舎の教室は、歴史資料展示場として、昔の農機具の展示をしています。と同時に、戴星塾としても利用させていただいているところでございます。屋山城主の吉弘統幸公を中心としながら、つながりのある国東の武蔵、大分の友顕彰会、統幸といとこの立花宗茂の柳川市との交流や、宗茂の父、福岡県太宰府の高橋紹運の岩屋城や宝満城などの視察研修もしているところでございます。旧体育館は、今は柔道場に整備をされまして、戴星学園の柔道部の生徒が毎日練習に励み、全国大会、九州大会、非常にすばらしい成果も上げているところでございます。

周りにはそのようなすばらしい環境があり、今、遊休地となっている旧運動場は、子育て世代を中心とした移住者向け宅地としては最適の場所ではないかというように考えております。と同時に、市の市有地でありますから、判断をすれば早急に着工もできるのではないかとこのように思っているところでございます。そして、戴星学園も近く、高齢化が進んでいる地域にも活性化が期待され、地域の人たちもまた大変その宅地造成ができることを期待をしております。

以上、答弁を求めたいと思います。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 移住者向けの宅地造成についてお答えいたします。

私は、市長就任以来、これまで本市の人口増施策への対策として分譲団地を造成していきたいと申し出てまいりました。また、さきの3月市議会定例会におきまして、議員各位のご理解とご協力をいただき、分譲団地造成に係る予算を始め、高校生までの医療費無料化や、幼稚園、小中学校における給食費の無償化等の各種予算のご承認をいただき、いよいよ人口増に向けた新たな施策の展開がスタートしたところでございます。

そうした中で、先般、議員を始め、地元の自治委員の皆様方より、少子高齢化や過疎化における都甲地域の実情と将来への思いを聞かせていただきました。その中で、議員からご提案あったように、地域の総意として、現在活用されていない旧都甲小学校

のグラウンドについて分譲宅地を造成してもらいたい、そして、人口増はもちろん、地域の活性化に力を貸してほしいという旨のお話をいただき、大変心強く感じているところでございます。

本市においては、平成26年度から4年連続、社会増となっているものの、出生・死亡あわせた市全体では人口減少が続いており、人口増対策は待ったなしであると考えております。

私は、公約として掲げておりました真玉地域、田染地域における分譲団地造成の件とあわせまして、このご提案についても、早急に現地を調査の上、検討を行ってまいりたいと思います。

今後におきましても、議員各位、そして地域の皆様のご理解、ご協力、ご支援をお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） 井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

2点目の質問に入ります。2点目は、戴星学園のプール新設についてお願いとお尋ねをいたします。

戴星学園の児童生徒は現在、旧都甲小学校のプールを利用しています。新設のお願いの主な理由といたしましては、一つ目が、低学年の子どもたちにとっては、着がえの準備等、大変時間がかかります。その上、1キロメートル離れたプールまで行くというのは、水泳時間も十分に確保されません。

2点目は、旧都甲小のプールは昭和47年7月20日、1972年7月20日に完工をしております。ですから、計算をしてみますと、46年たっているということになります。そして、大変老朽化も進んでいるのが現状でございます。そのような理由から、子どもの時期にはしっかりと勉強もさせ、そして運動もさせ、水泳もしっかりしてもらって、立派な、心身ともにたくましい子どもに育ってほしいというように思っています。

私もちょっと参考までに聞いてみましたら、学校のところにプールが新設されていないのは戴星学園だけじゃないかと思えます。そういうことで、ぜひ戴星学園の近くにプールを新設していただきたいと思っておりますが、ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（安達 隆君） 教育総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

それでは、戴星学園のプールの新設についてお答えをいたします。

戴星学園のプールの整備につきましては、建設当

時の小中一貫校教室棟建設委員会において議論になり、ご要望もいただいていたところですが、全体事業計画を精査する中で、旧都甲小学校の既存施設を活用するというところでご了解をいただいているところであります。議員ご指摘のように、戴星学園からプールまでの移動には若干時間を要しますが、授業時間の弾力的な運用や、移動の際にスクールバスを活用するなど、対応しているところであります。

しかしながら、既存のプールにつきましては、先程、議員のほうから申されましたように、旧校舎の建設当時に整備されたものでありまして、すでに45年以上経過し、老朽化も進んでおります。

ご質問のプールの新設につきましては、整備には高額な建設費も伴うことが想定されることから、国の助成措置が前提条件であると考えております。

国の交付金につきましては、国の限られた予算枠の中で政策的な選択の優先順位もありますが、鋭意努力してまいりたいと考えております。

今後とも子どもたちの安全安心な学習環境を確保していくため、教育委員会といたしましても、市内全体の小中学校のプール整備を含め、学校施設全般に係る改修等に必要な経費について積極的に、かつ計画的に国・県に要望していくとともに、学校施設の適正な維持管理にも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお祈りいたします。

○議長（安達 隆君） 井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 2点の質問につきまして大変前向きなご回答をいただいたというように、大変うれしく思っています。

移住者向けの宅地造成については、早急に行けるなら早急に取り組むほうが移住者向けにとって、豊後高田市の市長の公約でもある移住者向け宅地ができて、効果があるのではないかと考えておりますので、早急な取り組みをお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（安達 隆君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすから6月27日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は6月28日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は6月26日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

6月20日

午後3時8分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 河 野 正 春

豊後高田市議会議員 山 本 博 文